

周防大島町告示第122号

令和3年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年11月29日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和3年12月6日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

○12月17日に応招した議員

○12月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和3年12月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月6日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 議案第1号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第11号)(質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第2号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第3号 令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)(質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第5号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第6号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第7号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第8号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第4号)(質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第9号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第14 議案第10号 字の区域の変更について
- 日程第15 議案第11号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

- 日程第19 議案第15号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
日程第20 議案第16号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
日程第5 議案第1号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）（質疑・討論・採決）
日程第6 議案第2号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
日程第7 議案第3号 令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（質疑・討論・採決）
日程第8 議案第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
日程第9 議案第5号 令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
日程第10 議案第6号 令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
日程第11 議案第7号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（質疑・討論・採決）
日程第12 議案第8号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）（質疑・討論・採決）
日程第13 議案第9号 あらたに生じた土地の確認について
日程第14 議案第10号 字の区域の変更について
日程第15 議案第11号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第16 議案第12号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正について
日程第17 議案第13号 周防大島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第18 議案第14号 周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
日程第19 議案第15号 周防大島町国民健康保険条例の一部改正について
日程第20 議案第16号 周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定について

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君
10番	吉村 忍君	11番	久保 雅己君
12番	小田 貞利君	13番	尾元 武君
14番	荒川 政義君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川 博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元 信之君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本 浄孝君	代表監査委員	大原 秀三君
副町長	岡村 春雄君	教育長	西川 敏之君
病院事業管理者	石原 得博君	総務部長	大下 崇生君
産業建設部長	瀬川 洋介君	健康福祉部長	近藤 晃君
環境生活部長	伊藤 和也君	統括総合支所長	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長			重富 孝雄君
教育次長	木谷 学君	病院事業局総務部長	大元 良朗君
総務課長	中元 辰也君	財政課長	岡原 伸二君
政策企画課長	中原 藤雄君		

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和3年第4回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により11番、久保雅己議員、12番、小田貞利議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る11月29日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月21日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から12月21日までの16日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年9月定例会以降の諸般について、御報告をいたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、議会関係では、去る11月11日、山口県・岩国市・和木町とともに周防大島町からは、わたくし荒川と藤本町長が、岸田文雄内閣総理大臣、松野博一内閣官房長官、岸信夫防衛大臣、林芳正外務大臣ならびに安倍晋三元内閣総理大臣をはじめとする地元選出の国会議員を訪問し、岩国基地周辺地域の住民や地元自治体は、空母艦載機の移駐等により騒音や事故への不安、新たな財政需要など、今後も著しく大きな負担を抱え続けていくことから、次の3点を重点要望いたしました。

1、令和3年度で交付が終了する市町再編交付金については、安心・安全対策の推進はもとより、さらなる地域振興を図ることができるよう、この交付金制度を継続し、恒久的な措置とすることは不可欠であること。2、国の外交や防衛政策への協力と貢献を踏まえ、住民生活の利便性向上や産業振興に取り組むことができるよう、十分な財源措置と柔軟な事業採択を図ること。3、

再編関連特別地域整備事業、いわゆる県交付金についても、引き続き、国において確実に予算措置を行い、地元のニーズに対応した制度への運用改善を図るよう、直接要望を行ってまいりました。

次に、陳情・要望につきましては2件を受理しており、山口県商工会連合会からの令和4年度市町予算編成に際しての商工会助成に係る要望は、議員配付として既にお手元にお届けしております。

また、昭和28年に制定された離島振興法は、これまで6次にわたる改正・延長が行われ、施策の充実と離島の振興に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、同法は令和4年度末をもって失効することから、抜本的な改正とともに恒久化も視野に入れて延長するよう、全国離島振興市町村議会議長会から陳情・要望第12号離島振興法の改正・延長を求める意見書の提出について要請がありましたので、今定例会の最終日に議員発議として御審議をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

続きまして、系統議長会関係につきまして、御報告をいたします。まず、柳井地区広域市町村議会議長会臨時総会におきましては、11月1日付で書面会議が開催され、令和3年度の決算見込み並びに令和4年度の事業計画等が全会一致で可決されました。

次に、山口県町議会議長会及び山口県離島振興市町村議会議長会では、9月28日に臨時会が開催され、任期満了に伴う役員を選任を行った結果、わたくし荒川が、引き続き両議長会の会長の職を務めることとなりました。今後とも奮励努力をいたしますので、議員各位におかれましては、御理解と御協力のほどよろしくお願いをいたします。

また、11月2日の定例会では、令和4年度の事業計画のほか2議案が審議され、これらは全会一致で可決されております。

次に、全国会の関係についてを御報告いたします。

まず、10月13日、町村議員会館で行われた全国離島振興市町村議会議長会理事会へ出席をいたしました。

続いて、町村議会の制度・運営に関する検討委員会及び全国町村議会議長会理事会へ。翌14日には都道府県会長会のほか全国町村議会議員互助会並びに全国町村議員会館臨時評議員会へ出席をいたしました。

さらに、11月9日には第39回離島振興市町村議会議長全国大会がオンライン形式で開催され、離島は医療・福祉・教育等のあらゆる面において地域格差が生じ、また人口減少、高齢化、過疎化が急速に進展し、極めて厳しい情勢にあることから、離島振興法の改正・延長に関する特別要望のほか、離島地域の振興をはじめ市町村財政の強化、交通対策と通信対策の強化、産業や生活環境の整備促進、医療対策と子育て支援・高齢者福祉の充実、教育・文化の振興など、

1 2 項目にわたる令和 4 年度離島の振興に関する要望等が満場一致で賛同され、関係する市町村議会の総意を結集し、国に対し強力に要請活動を行うこととなりました。

なお、これらのうち、離島振興法の改正・延長につきましては、1 1 月 1 7 日、離島振興関係 4 団体により、関係国会議員を直接訪問のうえ、要望活動を展開し、あわせて国への要望活動も行いました。

次に、1 1 月 2 4 日には、砂防会館において多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会へ。翌 2 5 日には、政党との懇談会へ。続く 1 1 月 2 6 日には、明治記念館において第 6 5 回町村議会議長全国大会が開催され、これまで全国の町村は国民生活を支える役割を果たすとともに、個性あふれる多様な地域づくりと豊かな文化を育んできたが、過疎化・高齢化は深刻な問題であり、基幹産業や地域活力の衰退といった大きな課題を抱えている。このような状況下において、都市と農山漁村が共生する持続可能な社会を確立するためには、真の地方創生と地方分権を実現することが不可欠であることを宣言し、その後、地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める特別決議など特別決議 3 件を。また令和 4 年度国の予算編成及び施策に関する 2 7 項目の要望、さらには議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望を可決し、一致結束して果敢に行動していくこととなりました。この重点要望につきましては、既に議員各位のお手元にお届けいたしましたので、御高覧のほどよろしくお願いをいたします。

最後に、議員研修並びに議員派遣についてですが、1 0 月 1 9 日、セントコア山口で開催された山口県町議会実務研修会には、本町から 1 1 名の議員が参加し、講師に早稲田大学マニフェスト研究所の中村健事務局長をお招きし、「地方創生成功のカギは議会が持っている」と題した講演を拝聴いたしました。

なお、当初は 9 月 2 8 日に予定され、延期の扱いになっておりました山口県町自治研修会は、今年度の開催を見送ることが決定しましたので、この場にてお知らせをさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 . 行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第 4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。令和 3 年第 4 回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走の大変御多忙の折にもかかわりませず御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ちまして、行政報告を 3 件申し上げます。

まず、1件目は、9月22日付で町議会から御提言をいただき、回答を求められておりましたコロナ禍における周防大島町民の皆さんの町内での行動自粛制限の緩和を求める要請に対する回答につきまして御報告をいたします。

まず、要請書1、2の行動制限の緩和につきましては、国が11月19日に発出いたしました基本的対処方針を取りまとめたチラシをタブレットに掲載をしておりますが、11月30日には、国内でも感染力が高く、新型コロナウイルスワクチンも効きにくいとされる新たな変異株、オミクロン株が報告されておりますことから、現時点で行動制限の緩和を公表することはふさわしくないと判断し、このたびの行政報告での回答は行わないことといたしました。

この新たな変異株は、新型コロナウイルスワクチンを2回接種した人でも感染の可能性があることとされていることから、町民の皆様には引き続き3密を避け、手洗いやマスクの着用など、基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

次に、要請書の3点目にございました感染防止策や今後の新型コロナウイルスワクチン接種について、主に3回目の新型コロナウイルスワクチン接種について御説明いたします。

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種は、2回目の接種を終了した日から8か月以上経過した18歳以上の方が対象となり、医療従事者が12月中、高齢者施設及び入院患者が1月中、そして一般高齢者の方は2月上旬から、2回目を接種した順に新型コロナウイルスワクチン接種ができるよう準備を進めております。

また、懸案でありました予約につきましては、業者委託による町コールセンター及びWEB予約を併用することとしております。

しかしながら、先般も申し上げましたように、新たな変異株、オミクロン株が報告され、国は3回目の接種間隔を前倒しする方針を固めているという報道もあります。本町の接種計画の見直しも含め、その際は改めて御報告申し上げますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2件目は、周防大島町と公立大学法人山口県立大学、そして山口県立周防大島高等学校の3者による取組の一環として、アロハ・プロジェクト2021ファッションショーを開催いたしましたので、御報告をいたします。

6月定例会において、周防大島町・公立大学法人山口県立大学・山口県立周防大島高等学校による包括的連携協力に関する協定書の調印及び今後における主な事業内容について御報告をさせていただきましたが、3者による取組の1つであるアロハ・プロジェクトにつきまして、移民の歴史やハワイ州カウアイ島との交流という周防大島の特性を活かして製作されたアロハシャツ等の作品をお披露目するファッションショーを、去る10月9日に周防大島高等学校体育館で開催いたしました。

冬のアワサングの写真をグラフィック処理してデザインをした周防大島高等学校のためのオリ

ジナルアロハをはじめ宮本常一スタイルアロハ、周防大島高等学校の生徒が作製し、自らモデルを務めたアロハ、山口県立大学生がデザインをしたオリジナルアロハなど、周防大島町の歴史や文化、自然をモチーフとした作品23点が披露をされました。

モデルとして、周防大島高等学校の生徒・教職員と山口県立大学生が出演し、音楽に乗って歩き、ポーズを決めると大きな拍手が送られておりました。

当日は、周防大島高等学校のオープンキャンパスも実施されており、参加された中学生及びその保護者の方もファッションショーと一緒に観覧され、周防大島高等学校のイメージアップにつながったものと感じております。

このファッションショーは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一般公開ができませんでしたが、広報やホームページで御案内しておりますように、11月22日から12月27日までの間、大島庁舎、久賀庁舎、周防大島文化交流センター、橘総合センターで巡回作品展を行っております。

また、アイ・キャンの周防大島チャンネルでも放送されており、今後は周防大島Facebookや周防大島YouTubeチャンネルで動画を公開するとともに、ハワイ・カウアイ・コミュニティ・カレッジの協力を得て、ハワイ在住者へ紹介をしていく予定としております。

また、冬のアワサングをデザインした周防大島高等学校のためのオリジナルアロハにつきましては、100着を作製中であり、完成後は周防大島高等学校の生徒が学校行事や地域のイベント等において着用し、学校の魅力、地域の魅力として発信してまいります。

今後におきましても、公大高の3者連携により、地域の活性化と相互の発展を図るため取り組んでまいりますので、議員の皆様をはじめ関係各位の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

3件目は、米軍岩国基地関連の国への要望等について御報告をいたします。

7月14日の特別要望に引き続きまして、先ほど荒川議長より諸般の報告において御報告がございましたとおりでございますが、岩国基地周辺地域の振興策に関する特別要望を11月11日に、国会議員、防衛省、外務省等において特別要望を行ってまいりました。

特別要望にあたりましては、執行部から県知事をはじめ私や岩国市長、和木町長、大竹市長が、また、岩国基地問題議員連盟連絡協議会からは、柳居県議会議長のほか、本町からは荒川議長が出席をいたしました。

今回の特別要望では、空母艦載機移駐後の岩国基地周辺地域の航空機騒音や事件・事故、新たな財政需要といった負担と国防への貢献を踏まえた地域振興策、市町再編交付金終了後の交付金制度、県交付金の運用について重点的に要望を行いました。

この市町再編交付金は、再編関連地域における住民生活の利便性の向上や産業の振興に重要な役割を果たしております。

このことは、本町をはじめ、岩国基地周辺地域の住民や関係市町にとって喫緊の課題であり、関係市町に対する交付金制度を継続し、恒久的な措置としていただくとともに、これまでと同様の十分な財源措置と柔軟な事業採択を図られるよう要望事項としてあげております。

私からも、本町における、空母艦載機移駐後の騒音等の影響を十分に考慮いただくことに加え、地域住民による国の外交、防衛政策への協力と貢献を踏まえ、引き続き住民生活の利便性の向上や産業振興、医療、教育、子育て等の充実に取り組むことができるよう、十分な予算措置と柔軟な事業採択をいただけるようにと要望をさせていただきました。

今回の要望に対しまして、防衛省からは要望をいただいた安心・安全対策、地域振興策について、その趣旨をしっかりと受け止めて、対応してまいりますとの御発言をいただいたところでございます。

また、11月15日には岸信夫防衛大臣が周辺市町への再編交付金について、新たな制度の在り方を12月中に関係市町に説明する考えを示したとの報道等もされたことから、米軍岩国基地に関する状況等について、今後も継続して議会へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して、町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

以上、行政報告を3件させていただきました。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、補正予算に関するもの8件、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更に関するものそれぞれ1件、条例の一部改正について5件、計画の策定について1件の合計16件であります。

議案第1号は、令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）であります。

既定の予算に3億5,851万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を143億1,045万4,000円とするものであります。

議案第2号は、令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に、1,501万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を28億5,230万1,000円とするものであります。

議案第3号は、令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）であります。

既定の予算に、7万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億5,936万3,000円とするものであります。

議案第4号は、令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

保険事業勘定の既定の予算に、542万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を34億

9,669万2,000円とするものであります。

議案第5号は、令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に、258万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を8,713万1,000円とするものであります。

議案第6号は、令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

収益的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第7号は、令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第8号は、令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）であります。

業務の予定量のほか、収益的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第9号は、山口県が整備を行った県道伊保田橋線（現在の路線は県道橋東和線）の道路改良事業に伴い、あらたに生じた土地の確認について、議案第10号は、その土地を宇小佐連に編入するため、字の区域を変更することについて、それぞれ議会の御議決を求めるものであります。

議案第11号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、令和4年4月1日に予定している機構改革に伴い、関係する各種条例の一部改正を一括して行うための条例を制定するものであります。

議案第12号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び新法に関連する法令等が、令和3年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることとなったことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部改正については、周防大島町立森野小学校及び周防大島町立城山小学校を統合し、名称を周防大島町立東和小学校、こちらは仮称であります。それに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第15号周防大島町国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第16号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定については、周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定にあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参加が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。
暫時休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時02分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に3億5,851万7,000円を追加し、予算の総額を143億1,045万4,000円とするとともに、第2条において債務負担行為の設定を、第3条により地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

歳入の14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金の確定に伴う増額を、障害福祉費負担金では歳出に連動して、更生医療給付費負担金及び障害者自立支援給付費負担金を追加計上するものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金は、町道久賀・土居線や町道吉兼線など豪雨災害の復旧工事に対する公共土木施設災害復旧費負担金4,782万2,000円の計上でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、財源の調整による再編交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3,323万円追加計上しております。

2目民生費国庫補助金は、児童手当法等改正に伴うシステム改修費に対する補助金267万6,000円の計上でございます。

また、高校生までの子供がいる世帯に対して1人当たり5万円を給付する子育て世帯臨時特別

給付金事業に係る事務費及び事業費に対する補助金をそれぞれ91万1,000円、6,660万円を新規計上しております。

3目衛生費国庫補助金は、検診システム改修や予防接種事業に対する感染症予防事業等国庫補助金の財源調整を行うものでございます。

5目土木費国庫補助金は、道路メンテナンス事業の橋りょう点検業務に対する補助金458万1,000円の追加計上でございます。

8目災害復旧費国庫補助金は、棕野本川頭首工災害復旧工事及び農道和田線災害復旧工事など9月の台風14号における豪雨災害復旧に対する補助金4,122万円の計上でございます。

14ページをお願いいたします。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金では、国庫負担金と同様に社会福祉費負担金において国保基盤安定負担金を、障害福祉費負担金において更生医療給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金を追加計上いたしております。

2項県補助金2目民生費県補助金は、国保負担軽減対策費助成事業補助金の確定に伴う減額でございます。

4目農林水産業費県補助金は、追加内示による中山間地域等直接支払推進事業補助金、水産物供給基盤機能保全事業補助金をそれぞれ追加計上いたしております。

16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金は、再編交付金事業の事業費調整に伴う基金利子の計上でございます。

15ページをお願いいたします。

2項財産売却収入1目不動産売却収入では、一般競争入札による町有地売却4件の土地売却収入1,423万1,000円の計上でございます。

17款寄附金1項寄附金1目一般寄附金は、ふるさと寄附金の増額見込に伴い、1,550万円追加計上するものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を2,982万5,000円取崩し、財源調整を行うとともに、ちびっ子医療費助成事業及び医療確保対策事業の各事業費に対する基金繰入金の調整を行うものでございます。

16ページをお願いいたします。

20款諸収入4項雑入2目雑入は、福祉医療費高額払戻及び片添ヶ浜施設使用料の増額見込みによる追加計上でございます。

また、21款町債1項町債3目過疎対策事業債、4目災害復旧事業債は、各事業費の調整に伴う計上でございます。

次に歳出でございます。

今回の補正では、一般会計並びに各特別会計におきまして、当初予算編成以降の人事異動及び10月新規採用、退職・休職等を考慮し、職員人件費の調整等を行っており、その総額は一般会計において866万1,000円の減額、病院事業特別会計を除く特別会計においては250万5,000円の減額となっております。

また、会計年度任用職員の再度任用者の昇給に伴う調整も行っております。

それでは、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明をいたします。

18ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の契約監理一般経費は、契約管理システムの随意契約管理機能追加に伴うシステム改修業務委託料25万3,000円の追加計上でございます。

2目文書広報費は、文書広報事業費において、個人情報保護に関する法律の改正に伴う例規整備支援業務委託料55万円を計上いたしております。

地域情報通信基盤整備推進事業では、会計年度任用職員に係る経費の調整のほか、議会中継映像伝送装置の更新及び難視聴地域である情島への無線送受信装置の更新に係る地域情報通信基盤整備推進事業補助金の計上でございます。

5目財産管理費は、再編交付金を財源とする基金の積立金として、ちびっ子医療費助成事業基金の追加及び医療確保対策事業基金の減額により1,482万2,000円の計上でございます。

19ページをお願いいたします。

6目企画費は、企画一般経費において、会計年度任用職員に係る経費の調整のほか、定住対策で使用しておりますお試し暮らし住宅用の消耗品費の計上でございます。

ふるさと応援事業は、ふるさと寄附金の増額見込みに伴い、返礼品やこれに係る通信運搬費、ふるさと応援基金への積立金等各経費の追加により2,395万5,000円の計上でございます。

19ページから21ページまでの、7目支所及び出張所費は、令和4年4月1日に予定しております本町行政組織の機構改革に対応するための経費として、久賀・大島の支所経費に電話設備移設工事や事務所内の改修工事、事務机等購入経費を、東和・橘の支所経費には、宿日直廃止予定に伴い、休日・夜間等の電話対応のため、電話転送装置増設工事費を計上いたしております。

また、地域の要望に対応するため、久賀・大島の各支所経費に工事請負費を、東和支所経費に小規模施設整備事業補助金を追加計上いたしております。

日良居出張所経費は、会計年度任用職員の通勤距離に対応した通勤に係る費用弁償の追加計上でございます。

8目電子計算費は、県セキュリティクラウド運用経費負担金のセキュリティ対策費用追加による追加計上でございます。

9目地域振興費は、油宇集会施設の浄化槽放流ポンプ故障に伴う修繕費の計上でございます。

22ページをお願いいたします。

2項徴税費1目税務総務費は、税務一般経費において、町税の償還額増加見込みに伴い45万円の計上でございます。

23ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の中学生医療費助成事業は、高額な医療費の増加により186万7,000円の計上でございます。

24ページをお願いいたします。

福祉センター運営経費は、会計年度任用職員の再度任用に伴う調整が主なものでございます。社会福祉施設整備事業経費は、高齢者生活福祉センターしらとり苑の消防用設備等点検結果による火災通報装置取替修繕費22万9,000円の計上でございます。

2目障害福祉費は、障害者自立支援給付費事業において、利用者数増加や利用者単価増加による介護給付費・訓練等給付費の増額のほか、補装具費給付申請の増加による補装具費給付費の追加等により2,111万5,000円の計上でございます。

25ページの更生医療事業は、生活保護の方の公費負担額増加により850万円の計上でございます。

26ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、子育て世帯臨時特別給付金支給事業において、子育て世帯の生活を支援するため、高校生までの子供がいる世帯に対して1人当たり5万円を給付するための経費として、6,751万1,000円の計上でございます。

27ページをお願いいたします。

2目児童措置費は、児童手当法等の改正に伴う児童手当システム改修費267万7,000円の計上でございます。

3目母子福祉費は、会計年度任用職員の再度任用に伴う調整が主なものでございます。

28ページをお願いいたします。

4目保育所費は、久美保育所運営経費において、会計年度任用職員の任用実態に応じた調整を行っております。

29ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、保健総務一般経費において、会計年度任用職員の再度任用に伴う調整が主なものでございます。

30ページをお願いいたします。

母子保健事業は、申請者数の増加見込みに伴う特定不妊治療費助成金15万円の追加計上でございます。

2目予防費は、検診事業においてマイナンバー情報連携に係る検診システム改修経費357万5,000円を新規計上し、予防接種事業は補助事業費の内示に伴う減額でございます。

31ページをお願いいたします。

2項清掃費1目清掃総務費は、久賀東庁舎維持管理事業において、令和4年4月1日に予定しております本町行政組織の機構改革に対応するための経費として、複合機の移設手数料及び電話設備移設工事費の計上でございます。

2目じん芥処理費には、環境センターの最終処分場散水用ポンプ更新に係る地方債の充当を行っております。

3目し尿処理費は、不具合が生じております笠佐島バキューム車ポンプ修繕費の計上でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、担い手総合支援事業において、担い手育成総合支援協議会交付金の臨時職員人件費分と協議会運営交付金分の調整による減額でございます。

農園施設管理経費は、会計年度任用職員の再度任用に伴う調整でございます。

5目農地費は、排水施設管理事業において、土居排水機場監視通報装置更新工事費161万円の計上でございます。

7目農村環境改善センター費は、油田センターの浄化槽ブロワモーター故障による取替修繕費と、白木センター多目的ホールの空調機の室外機故障による修繕費の計上でございます。

34ページをお願いいたします。

2項林業費1目林業総務費は、イノシシの捕獲数についてこれまでの実績から増加が見込まれることから、有害鳥獣捕獲委託料420万円の追加計上でございます。

3項水産業費3目漁港管理費は、水産物供給基盤機能保全事業補助金の追加内示に伴う測量設計業務委託料の追加計上並びに再編交付金事業の油田漁港高潮対策工事費の減額調整を行い1,590万円の計上でございます。

35ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費において、故障や不具合が生じております海浜スクエアテニスコートフェンス門扉修繕や、潮風呂保養館ろ過用ポンプ取替など修繕費190万9,000円の計上でございます。

36ページをお願いいたします。

陸奥記念館等管理運営経費は、新型コロナウイルス感染症対応等により、会計年度任用職員の出勤日数が増加見込みによる報酬の増額及び再度任用に伴う調整でございます。

公共施設管理維持体制強化事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用料収入の減少した

指定管理施設に対して、昨年度と同様の公共施設維持体制持続化支援金1,798万5,000円の計上でございます。

3目観光費の公園等管理経費は、片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場などの利用者増加見込みによる施設使用料の増額に伴う片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料838万6,000円の追加計上でございます。

37ページをお願いいたします。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路新設改良費は、橋りょう点検業務において、橋りょう点検車両の使用日数の追加及びこのことに伴う安全費等の追加により、道路施設点検業務委託料700万円の追加計上でございます。

38ページをお願いいたします。

6項住宅費1目住宅管理費は、公営住宅一般管理経費において、空家住宅管理の増加に伴う草刈り等の委託料と、原材料費の追加計上となっております。

39ページをお願いいたします。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、非常備消防経費において、消防団への新入団者数の増加及び婦人防火クラブ結成に伴う活動服等購入費86万4,000円の追加計上でございます。

4目災害対策費は、山口県大島防災センターの会計年度任用職員の再度任用に伴う調整が主なものでございます。

40ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、教育総務経費において学校跡地施設利用予定にあたり、不具合が生じております旧安下庄中学校の高圧受電設備の改修工事に係る実施設計業務委託料及び植栽等伐採工事費として177万3,000円の計上でございます。

また、学校教育経費は会計年度任用職員の再度任用に伴う調整でございます。

41ページをお願いいたします。

2項小学校費1目学校管理費は、安下庄小学校の音楽準備室天井雨漏り修繕のほか各小学校施設の修繕費及び故障しております三蒲小学校の保健室エアコン取替工事費を、また3項中学校費1目学校管理費におきましても、周防大島中学校の講堂空調用ボイラー修繕など各中学校施設の修繕に要する経費を追加計上いたしております。

42ページをお願いいたします。

4項社会教育費2目公民館費は、大島公民館運営経費において、会計年度任用職員の再度任用に伴う調整が主なものでございます。

43ページをお願いいたします。

3目図書館費は、東和図書館管理運営経費及び橘図書館管理運営経費において、会計年度任用職員の通勤距離に対応した通勤に係る費用弁償の追加計上でございます。

5目社会教育施設費は、日本ハワイ移民資料館管理運営経費において、シアタールームのエアコン故障に伴う取替修繕費の計上でございます。

また、宮本常一記念館管理運営経費、44ページの歴史民俗資料館管理運営経費は、会計年度任用職員の再度任用に伴う調整が主なものでございます。

5項保健体育費1目保健体育総務費は、保健体育一般経費において、会計年度任用職員の再度任用に伴う調整でございます。

45ページをお願いいたします。

2目体育施設管理費は、健康管理センターの利用頻度増加に伴う電気料増額見込みによる追加計上でございます。

3目学校給食費は、東和地区学校給食センターの給食配送車のABSユニット修繕費の計上でございます。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目農林業施設災害復旧費は、現年度農業用施設補助災害復旧事業において、9月の台風14号の豪雨で被害を受けました椋野本川頭首工災害復旧及び農道和田線災害復旧に係る工事費5,250万円の計上でございます。

現年度農業用施設単独災害復旧事業におきましても、9月の台風14号の豪雨により被害を受けました鹿家地区の農道戸渡線崩土撤去工事費38万5,000円の計上でございます。

46ページをお願いいたします。

2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費は、現年度道路橋りょう補助災害復旧事業において、5月の豪雨により被害を受けました町道久賀・土居線のほか、9月の豪雨による町道吉兼線、9月の台風14号の豪雨による町道神浦船越線、町道町長赤岸線、それぞれの災害復旧に係る工事請負費と人件費合計で8,040万4,000円の計上でございます。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金であります。各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整でございます。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

6ページは、債務負担行為の設定についてでございます。

町道久賀・土居線道路災害復旧事業は、令和4年度、令和5年度の債務負担行為として、その限度額を1億5,480万円と設定するものでございます。

なお、工期は本年度から令和5年度までの3か年とし、総額は2億5,800万円と見込んでおります。

7ページは、地方債の補正についてでございます。

農林水産業施設災害復旧事業債や過疎対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債の補正に伴う追加と変更を行うものでございます。

以上が、議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時27分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。議案第1号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 6点ほど、具体的にお伺いしたいところがありますので、質問をいたします。

まず、20ページ、21ページの各支所の工事請負費、久賀支所が231万円、大島支所が176万円とありますが、これの具体的な内容を教えてください。

27ページの子育て世帯臨時特別給付金の6,660万円について、これも具体的に教えてください。

34ページの有害鳥獣捕獲420万円でございますけれども、これは当初予算で1,813万円、これはもともと2,590頭の予定だったと思うんですけれども、今回の420万円を足しますと2,233万円となって、3,190頭という計算になります。

令和2年度の捕獲実績が3,023頭で、過去最高となったわけですがけれども、現在、それを上回る捕獲数で推移しているのかという確認と、私の体感では1.5倍ぐらいで推移しているように感じているんですけれども、実際これで足りるのか、また3月の補正ということがないように、なければいいんですけれども、一応その辺で、11月末時点での実績が集計されていれば、教えてください。

次に、36ページの公共施設維持体制持続化支援金1,798万5,000円、これ、より詳しく、どの施設に幾らというふうに教えてください。

それと、38ページの植栽管理の32万5,000円、これはどのような内容なのかを教えてください。

最後、45ページ、46ページの災害復旧費5,000万円と7,000万円とありますけれども、それぞれ幾つかの工事を合計した金額だと思うんですけども、それぞれの金額、工事、災害単位で、和田が幾らとか、神浦が幾らとかあると思うんですけども、それを詳しく教えてください。

以上6点、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 吉村議員の御質問にお答えいたします。

まず、久賀支所の費用でございます。工事請負費につきましては、このたびの新年度に予定しております本町行政組織の機構改革に対応するための経費として、久賀支所の電話移設工事費に46万5,190円及び建設課内の改修、水産課内流し台撤去等64万7,900円の工事請負費と、9月補正以降に台風14号、長雨等の影響による河川、町道等の修復に対応するための工事請負費120万円を久賀総合支所経費に計上しておるところでございます。

大島支所経費につきましても、主なものといたしましては新年度に予定しております機構改革に対するための経費として、大島支所フロアへの新設課の設置に伴うパーティションの移設工事費25万3,000円と、電話設備増設及び移設工事費9万3,720円及びつり下げ式の――失礼いたしました。故障しております給茶機の撤去工事費2万2,000円の経費となっております。

あわせて、今回の大島支所経費の12月補正予算には、9月補正分の400万円に加えて補正後以降の台風、長雨等の影響による町道、河川の修復に対応するための1件当たり20万円未満の工事請負費を、合計で140万円増額補正するものでございます。

以上が内容となっております。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 吉村議員の住宅管理費の植栽管理の件ですが、これにつきましては当初予定していました維持管理費が予想を上回る空家の増加により予算計上したものです。10年以上空家となっているところもあり、これまでは庭等に伸びた草を草刈りや除草剤で対応してきましたが、衛生的に安全な防草シートの敷設を中心として行っております。防草シートを敷設することにより、今後の維持管理も軽減が図られると思っております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） まず、有害鳥獣捕獲事業の増額についてでございます。

4月以降の現状までをちょっと若干御説明させていただきますと、4月から7月までは対前年60%から70%の捕獲数でありました。ところが8月、9月から急激に捕獲数が増えております。その捕獲数の割合は、約対前年8月で116%、9月で123%となっております。

今回、計上しました金額は、対前年にこの増加率の平均120%を掛けて年間の捕獲数見込み3,100頭として予算計上をしております。

それから、公共施設管理維持体制強化事業についてですが、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響において竜崎温泉、それからながうらスポーツ滞在型施設、サン・スポーツランド片添について、多大なる赤字が出ております。これに対して、それぞれ支援を行うものですが、竜崎温泉につきましては796万4,000円、それからながうらスポーツ滞在型施設につきましては938万2,000円、サン・スポーツランド片添については63万9,000円の支援を行うこととしたものでございます。

それから、災害の内訳についてですが、農業用施設補助災害につきまして計上は2件となっております。令和3年第4回臨時会で測量設計業務委託料を専決いただいたものの工事請負費ということになります。

1つ目が、棕野本川頭首工災害復旧工事、これが3,830万円、それから農道和田線、これが1,420万円、これらの合計で5,250万円の計上となっております。

単独災害につきましては、先ほど補足説明の中にもありましたが、鹿家の農道戸渡線の土砂撤去ということで38万5,000円を計上させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 子育て世帯臨時特別給付金ということで、高校生まで児童1人当たり5万円の給付ということでございますが、このたびの対象者は令和3年9月分の児童手当支給者、それから令和3年9月30日時点で高校生の方、令和3年10月から来年の3月31日までに出生される子供さんということとなっております。

人数的に申し上げますと、ゼロ歳から就学前までが288人、小中学生711人、それから高校生319人、令和4年3月31日までに出生予定の方を14人ということで、計1,332人分を見込んでおります。基本的には、この5万円の部分に関しましては児童手当受給者、それから児童手当受給者とひもつけができる高校生、要は簡単にいうと中学生と高校生の方がいらっしゃる家庭ということになります。それからこの本町の役場職員、それから病院事業局の職員については年内の支給を考えているところでございます。

なお、春先にクーポンということも言われておりますけれども、クーポンについてはまだ要綱等は発出をされておられません。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。1つ、道路橋りょう災害復旧費の7,320万円のところ御答弁がなかったんですが、よろしくお願ひします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 失礼しました。公共土木施設災害復旧費につきましては、補助災害として5件を計上させていただいております。

町道神浦船越線850万円、町道町長赤岸線250万円、それから町道吉兼線750万円になっております。ただし、この町道吉兼線について750万円と今申し上げましたが、これは9月の補正で1,200万円を既に計上しております。測量・設計に入りまして、不足が出ましたのでこちらで追加をさせていただいております。

それから、町道久賀・土居線これが5,320万円の計上となっております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） ありがとうございます。細かいことを聞いたんですけれども、できればこれも議案説明資料に載せていただければいちいち聞かなくて済んだんですけれども、支所のことでも知りたかったのが、小規模施設整備事業が、またどれくらい出るかという見込みのところを知りたかったということでございます。

5万円の支給についてなんですけれども、私の理解力が悪いのかもしれん。中学生までは、児童手当の仕組みを利用して給付すると。高校生、また高校へ行っていない16歳、17歳、18歳ですか、これはどのように支給されるのかということと、もう1点、今マスコミ等でいろいろ話題になっているこれに関わる経費、実際本町では、多分引き算すれば分かるんでしょうけれど、6,751万1,000円から6,660万円を引いたところだとは思ってますけれども、実際、これ本当にこの数字で収まるのか、話題になるようなことがないのか、またその辺を最後に教えてください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 私のちょっと説明が足りなくて申し訳ございません。

高校生じゃなくて、児童手当受給者については申請が不要だということになっておりまして、高校生と新たに生まれる子供さんについては申請が必要だということでございます。

先ほど私がひもつけができる方はオーケーだということを申し上げたんですが、要綱上、中学生と高校生で中学生の場合で親の所得がはっきり分かっている方については、ひもつけをして支給をしてもいいですよということになっております。それから、町職員や病院事業局の職員はもうこれはリストを提出していただいて、所得の確認ができますので、年内にお支払いをしたいと、こういうお話を申し上げたつもりでございます。

それから昨今、事務費が課題ではないかという議論もあるようではございますけれども、基本的に事務費というのはこれまでも給付金がございます、本来国のほうが大体これぐらいでしょうという上限を定めてくるということになりますので、本町が特別にたくさん事務費があると、

こういう話ではなくて、もっと言えば今回は年内支給ということでございますので、児童手当の仕組みを使って迅速に支給をしていくということですので、そんなに事務費がたくさんかかるというふうには想定をしております。

以上です。（「数字はないのか」と呼ぶ者あり）数字、じゃあ数字を申し上げたいと思います。まず、職員の時間外手当を28万円、それから消耗品17万5,000円、印刷製本3万9,000円、それからコピーのパフォーマンス料として修繕費で5万5,000円、それから通信料として郵送料で25万2,000円、それから手数料として1,000件分で11万円ということになっております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 19ページのふるさと応援事業の関係でございます。12節の委託料の中に、ふるさと寄附金代行業務199万2,000円というのがあるんですが、私も勉強不足のところもあるんですが、内容等詳しく教えていただけないかと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） ただいま御質問のございました返礼品調達発送業務の委託料についてでございますが、これは周防大島観光協会へ委託をしておる発送業務でございます、1件当たり550円となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 2点お伺いしたいと思います。

1つは36ページの観光費、公園等管理経費の中の委託料ですが、こちらの理由がたしか片添ヶ浜海浜公園の利用者が増えたことによって、管理費が増えたというようにお話だったかと思えます。片添ヶ浜海浜公園以外にもそういったアウトドアの施設はあるかと思うんですけれども、コロナ禍になってアウトドアブーム、アウトドアが盛んになっておりまして、ほかの施設も利用者が増えているのかどうかという点と、この片添ヶ浜海浜公園の利用者が特に増えたのであればそれは何か理由があるのか。例えば、施設管理者が何かアウトドアのブームを活用した工夫を新たにされているとか、そういったことがあれば教えてください。

もう1つは37ページ、土木費、道路新設改良事業の中で道路施設点検業務が増額されております。点検の頻度や箇所が当初予算の時期と比べて何か理由があって増えたのかどうか、そちらを教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの白鳥議員の御質問ですが、片添ヶ浜海浜公園以外に逗子のキャンプ場というのもございますが、逗子のキャンプ場は片添ヶ浜海浜公園ほどの増はないんですが、新型コロナウイルス感染症の影響はキャンプ場だけを見ればそれほど受けていないということは言えると思います。特に、片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場は需要が伸びておりまして、コロナ禍を逆手にとった体制であるというふうには受け止めております。

それから、土木費の橋りょう点検についてです。町内には、点検をしなければいけない橋りょう数が336橋あります。全ての橋りょうを、5年ごとに点検をしなければいけないというふうになっておりまして、令和3年度は59橋を点検する予定で当初予算に計上させていただいたんですが、見込みが甘かったといえますか、その中の2橋において橋の高さであるといったところから経費が増えるということで、追加を計上させていただいております。

これによりまして、令和3年度に予定しております59橋の点検ができるというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 最初に、質疑というか、今回もいきなり議案の訂正がございまして、この間の臨時会でも申し上げましたが、再三にわたって、再三というか、ずっと毎回のよう議案の訂正がある。先般の臨時会でお聞きしたときは特に何も対策は講じていない。今までどおりのチェック方法だということだったんで、それだったらミスはなくなりませんよね。これだけ多いんですから、やっぱり何か対策を考えんにゃいけないのかなと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

質疑のほうは、まず18ページの契約・工事管理システム改修業務というのがございますが、これはちょっと内容を、どういうところを改修するのか。

それから、36ページの公共施設維持体制持続化支援金で、先ほども質疑がありましたが、どういう根拠というんですか、金額の御説明がありました。算定根拠を簡単に結構ですので、御答弁ください。

それから、36ページの片添ヶ浜海浜公園施設管理委託料、これも今質疑がありましたが、利用者が増えているのに歳出が増えているというのは、どういった理由っていうんですかね、どういった構造になっているのか、その辺を簡単に御説明ください。

それと、40ページの工事請負費、これは旧安下庄中学校の植栽の剪定ということなんですが、129万3,000円、随意契約宣言というような金額なんですが、随意契約になるのか、入札になるのか、その辺を御答弁ください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の18ページの契約・工事監理システム改修事業の25万3,000円につきましては、本年9月の定例会の一般質問の随意契約の実態についての答弁におきまして、本年度の契約管理システムの改修業務をあわせガイドラインの条件に合致しない工事、業務等はシステムへの登録ができない機能を持たせるなどのシステム改修を担当課に検討するよう指示を行っているところでございますと、答弁いたしました。

このたびの補正において、現在の改修内容に加え、起工伺に添付の随意契約理由書の様式において、契約担当者は地方自治法施行令の根拠規定である各号をシステムから選択し、次にガイドラインに明記してある実施できる工事、業務等の条件である定型文を必須選択とし、この入力時点で契約内容が条件に合致するか否かを判断することができると考えております。これにより、誤った解釈による随意契約締結の防止につながると考えております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 田中議員からの質問ですが、今回の工事につきましては旧安下庄中学校の南側の土羽の植え込みが大きくなって、雑草が生い茂っていることによる隣接町道真宮三ツ松線でございますが、そこへの悪影響を解消するために支障木を伐採し、環境整備を図ろうとするものです。また、あわせて学校敷地内の高木の枝が町道との境の防球ネットへ絡み込んでおりますので、その部分についても一部剪定をしたいというところでございます。

なお、先ほど申しましたが、町道三ツ松線への影響というのが、実は町道三ツ松線沿いにカーブミラーがございます。そこへ、一部ですが、雑草もちょっと生い茂っているということがございます。なるべく早く実施したいということもございます。発注につきましては、現在の予算については業者見積りでございますが、これから複数社から見積もりを徴取して、早急に対応したいということで、今考えているのは随意契約で発注することを考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） まず、公共施設管理維持体制強化事業について、算定はどういうふうな算定をしたのかという御質問でございます。

まず、その額の算出においては、4月から9月までの実績を基に年間の算定額を計算し直しております。算定額から現指定管理料、当初の指定管理料を引いたものに10分の7を掛けております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が今、収束しつつあるといてもいいと考えております。といいますのは、新型コロナウイルス感染症が収束をしたということではないんですが、現実的に若干利用者数が微増しております。今、10分の7を掛けたうえに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと想定される4月から10月までの7か月分ということで12分の7をさらに掛けております。これがそれぞれの支援金額というふうになっております。

それから、公園等管理経費 838万6,000円、利用者が増えているのになぜ増額かという御質問でございますが、令和3年度は令和2年度に比べて54.5%の利用者増になっております。

なぜ歳出として838万6,000円が必要なのかということですが、これは県から町が指定管理者として委託を受けておりまして、町がさらに委託をしておるということでございます、この歳出に見合う歳入としても今回計上をさせていただいております。これは、利用者からの利用料になります。同額の歳出と歳入の計上でございます。

山口県は直接委託者に支払うことができないということで、町を通して委託者に支払うという形式をとっておりますので、歳入歳出ともに同額が計上されているということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） それともう1つ、今回期末勤勉手当の補正が出ていますが、これは先般の臨時会の人事院勧告による引き下げは反映されているということで、よろしいのでしょうか。

それと、今御答弁がありました。まず、契約・工事管理システムですが、一般質問を受けてって、これは私の質問ということなんかもかもしれませんけれど、そのガイドラインにあわせて随意契約理由をシステム上明確にするって、それはいいことなんです、システムにあるから、例えば167条の2の何号を使うかというところは、それはシステムでただ選択するとすれば、それは別にどれを選択してエラーチェックができるかどうかというのは、システム上判断できないと思うんですね。その契約の内容が条項に該当しているかどうかというのは、契約担当者の判断、担当者というか、町の判断でしかないわけですから、それで随意契約理由の誤った解釈は防げないと思います。

もちろんガイドラインにあわせることは必要なんです、その部分はこの25万円をかけてシステムを入れたところで、単なる打ち出す何かがあるんですかね、帳票みたいなものがある。そこに、ただその随意契約理由がこれですよというのが出るだけで、それが果たして地方自治法施行令で規定する該当条項号に該当するかどうか、そこはやっぱり人間の目で判断で、チェックせざるを得んと思いますので、ここに25万円をかけてどういうふうに随意契約理由が誤った解釈をしないようにできるのか、ちょっと理解できないんで、その辺をもう1回御答弁をお願いします。

それから、公共施設維持体制持続化支援金、要するに70%を支援すると、期間限定でその期間だけ支援をするということなんです、もちろん公共施設であり、指定管理者、特に収益に依存した指定管理施設であるから、それは支援をすることは必要だと思います。ただ、今はコロナ禍での民間の支援、民間企業への支援というのはやっぱり全額じゃないわけですね。これも全額

じゃない、70%なんですけど、一定割合で例えば50%減額になっているところに支援します。

当然、上限が100万円とか250万円とかあるわけですね。その範囲内で支援しますと。これは一律支援と個別支援とじゃ状況は違うでしょうけれど、コロナ禍だからといって、指定管理者だからといって70%というのは、そこはもう少しこの公共施設自体を、指定管理施設自体をどうするのかというところも含めて、もう2年になるわけですから、これから先も長期化するかもしれない。だったら、そこを考えないと、単なる赤字補填ということで70%、7割という制限は設けても、果たしてその7割が妥当なのかどうか、そこまで支援する必要があるのかどうかというのは、公共施設の、指定管理施設の在り方自体も含めて考えなきゃいけないんじゃないかなと。そこら辺の議論がされているのかどうか。そこら辺を御答弁いただきたいと思います。

町の施設だから運営主体を守らなきゃいけないというのも十分分かります。ただ、平成24年の町議会で、前町長は指定管理者制度というのは、要するに民間型で競争してやっているという制度になっていて、非常に厳しいものだということを答弁されております。そこは、公共施設の公共の部分と民間企業である民間の収益性の部分というのは、依存関係にありながらもそこは切り分けて考えるべきではないかなというふうに思いますので、そこは単に赤字になっているから支援するというのは緊急的には必要でしょうけれど、長期的にはそこら辺の議論が必要になってくると、公共施設の在り方としての議論が必要になってくると思いますので、その辺をどういうふうに考えておられるか御答弁をください。

それと、片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場、利用者増は結構なことなんですけど、要するに県から町が指定管理者で指定され、それで町から今度は委託で民間事業者者に委託しているから、町に入った利用料を民間運営業者に払わなきゃいけないという仕組みは分かったんですが、それだったらはじめから県から民間事業者者を指定管理者として指定すればいいんじゃないかなと思うんですが、そこら辺はどういうふうに理解、何か町が間に入ることによって、入らなきゃいけないものなのか、入ることによってメリットがあるのか。言い換えれば町はこの管理運営にどのような形で関与しているのか、その部分を説明をしていただきたいと思います。

それから、もう1つ旧安下庄中学校の植栽ですが、随意契約は例外なので別に130万円以下だから随意契約にしなきゃいけないというわけではなくて、随意契約にできるというところなんです、先般からの一般質問等の経緯もこれこそ一般質問の結果を踏まえていただきたいと思うんですが、いろいろ事情も理由もあるかもしれません。そのときは、随意契約でもそれはいけないというわけじゃありませんけれど、これまでの経緯を踏まえればやっぱりここは入札でやるべきじゃないかなと思います。

現地は、たしかに雑草が生い茂って見た目は悪いです。ただ、町道へ支障を与えるか、そのカーブミラーは支障はあるかもしれませんが、一般的に通行に支障を与える状態なのかどう

かというところは非常に疑問がある。補正を組んで、この1月から3月までの間にやらなきゃいけない。しかもあそこは今から改良工事、県道のバイパス工事も予定されているところで、特に通行に支障がない。緊急的に今補正を組んでやる必要があるのかどうか、そこら辺を合理的にちよっと必要があるから予算を上げているのしょうから、合理的に今やらなきゃいけないその理由を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問のまず、今回の機能追加で本当に防止につながるのかという御質問でございますが、契約担当者が契約を行う内容がガイドラインに沿った内容か、随意契約理由を選定するときにはまず確認ができます。また、決裁者においても各項の根拠及び工事業務等の条件に合致しているかどうか、このダブルチェックが行われるようになると考えております。

11月29日の臨時会で、期末手当の減額分につきましては、例年であれば12月定例会で補正予算に反映させておりますが、今年度におきましては11月12日に国から給与改定の検討にあたっては、政府の検討状況を注視しつつ、適切に対応していただきたいとの通知がされたため、特別給付率の確定の遅れがあり、11月24日の県議会定例会に議案も上程され、期末手当の改定を予算に反映することが時間的に困難だったため、今回の補正予算には計上していません。

この期末手当の減額につきましては、不用額を含め3月の補正で調整したいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員の公共施設管理維持体制強化事業について、御質問にお答えいたします。

まず、確かに公共施設でありますので、維持をしていただくための支援という形にはなるわけですが、ここに至るまでの経営努力もかなりしていただいているつもりです。昨年度と同様の支援金という形での支援になっておりますけれども、昨年度については町民の福祉に供するために、条例で定められた定休日以外は休まず営業していただきました。

しかしながら、今年度についてはもうそれだけでは立ち行かなくなっておりますので、定休日以外に休みの日を設けて、経費の削減に努めていただいたところでもあります。ちなみにその経費の削減について数値を申し上げますと、竜崎温泉については当初指定管理料算定時の経費よりも3,225万9,000円の経費の削減の見込みになっております。

それから、ながうらスポーツ滞在型施設については597万円の経費の削減、サン・スポーツランド片添においては580万1,000円の経費の削減に努めておりますが、それでも追いつかない状況であります。

それと、公共施設であるがゆえの支援というのはいかがなものかという御質問の趣旨だと思ひ

ますが、10分の7の妥当性というのは非常に判断の難しいところであります。昨年度もこの10分の7で支援を決定し、御議決を賜ったわけですが、一定の御理解をいただいたと思っております。

ただ、10分の7が駄目で10分の5ならいいのか、その率については非常に迷うところあります。昨年度と同様ということにしましたが、仮に今後このような事態、コロナ禍等起きてはほしくはありませんけれども、万が一、こういった状況が続くようであれば、その辺の見直しも含めて検討していきたいというふうに思っております。

それから、指定管理施設の今後の在り方についてですが、まさに民営化等も含めた将来の方向性を今議員の皆さんと行政・病院事業改革特別委員会の中で、今後の方向性を検討しております。具体的に町のほうから提案をさせていただきながら、今後の在り方を進めていけたらなというふうに考えております。

それから、公園等管理経費の県から直接できないのかという御指摘でございます。現在は、町が県の指定管理者というふうになっておりますので、そこについてはもう指定管理者に払わなければならないという県の見解でありますので、その指定管理者が町である以上、この体制は変えられないと。何度か県とは協議はしたんですが、変えられないというふうに言われております。

ただし、もう1つの可能性は県が直接、町が委託している業者に指定管理者としてなれるかどうかということですが、現状を見ても県内の指定管理者の中の、多くは市町が県からの指定管理者になっておりますが、中には法人に直接、県が指定管理をお願いしているところもあります。これにつきましては、今後の課題とさせていただきながら検討していきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 旧安下庄中学校の樹木伐採等についてでございますが、まずこの件については10月中旬ごろですが、町民の方から町道の通行に支障があるという連絡を受けております。私どももグラウンド等の草等の状況もありましたし、時々行っていたんですが、実際に現場を見て確かにちょっとした大きな車だったら、もう当たるような状況でございました。そういうことありますので、なるべく早く対応したいという思いがございました。

また、計画段階で今進めているものではございますが、来年度からの跡利用の関係も今いろいろと調整をしているところでございますが、そういった来年度からの活用も考えられますので、なるべく早く対応したいと。今の状況を解消したいということも踏まえて、補正で対応したいということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 契約・工事管理システム、もう1回だけ。ダブルチェックができると、システムになればみんなが見れるからチェックができるということだろうと思うんですが、町は決裁をとりますよね。何人もの人が決裁で判を押すわけです。そんな、多分関係のない人がそのシステムを見ることはないと思いますから、決裁をとる段階でこの随意契約理由が正しいかどうか、そこは幾らでもチェックできるはずなんじゃないですかね。

だから、ここにこういうシステムに25万円をかけることで、じゃあもう25万円かけるから随意契約理由、もう間違えることはないですよというのが、決裁がありながら、決裁システムがありながら、何でそこでチェックができんのかな、別に工事監理契約システムで設けにゃいけないのかというところが理解できませんので、分かりやすくもう1回、何でこのシステムを改修することでダブルチェックができるのか、ダブルチェックを今もしているはずですね、ダブルでない、もう何段階にもわたって決裁をするわけですから、そこはチェックしているはずなんで、そこがなぜシステムだったらできるのか、そこをもう1回御答弁をお願いいたします。

それと、これ聞き忘れとったんですが、18ページに個人情報保護条例関連例規整備支援業務というのがありまして、これ法改正に伴う条例整備ということなんですが、スケジュール的にはいつこの条例を改正しなければならぬのか、それに間に合わせるために今回補正して、例えば来年度中に、来年の9月に改正しなきゃいけないから、もう今始めないと間に合わないというのか、再来年の4月1日の施行であれば来年度の新年度予算で十分間に合うんじゃないかなと思いますが、その辺のスケジュール的な理由というんですか、今出して今年度の3か月、1月から3月までの間の期間がないと間に合わないんだよという理由を、御説明ください。

それから、片添ヶ浜海浜公園の件なのですが、オートキャンプ場。これは、県の事業というんですかね。指定管理施設なんで町がどうこうできる問題じゃないですけど、県と協議したけれど変えられないと。ただ、この指定管理制度というのは、もともとは民間のノウハウを活用して効率的、効果的な運用をしていこうということで始まったものであり、運用されているものなんですから、そこへ町が、さっきも聞いたんですが、町が入ることでどういった成果というんですかね、得られているのか、どういった形で関与しているのか、本来の姿からいけば県が民間事業者指定管理者として指定するというのは当然の、普通の形ですよ。でもそれをせずに、あえて町が間に入っているという、その理由ですね、理由と実態的な効果というんですかね、成果というんですか、そこはどういうところにあるのか、県と協議したが変われんって、なら町は受けませんよと言えいいじゃないですか。そういう訳にもいかないかもしれませんが。その辺の、町がどういうふう、何のために、どういった関与をしてこれを運営しているのか、そこを教えてくださいたいと思います。

それと旧安下庄中学校の、もう1回だけ、すごい神経質になっているんです、私は。随意契約

でまたやられるということだからですね。ひょっとして、今日可決したら今日中に契約までやろうということなんかもかもしれませんので、非常に危惧していると。大きな車が当たるということは、入り口玄関付近の高いところなんで、結構、法面が高いところが多いんで、どう考えても当たらないんですけど、当たってもあのカヤの枝が当たるぐらいで、入り口付近は確かにちょっと大きな車だったら、そのカヤとか枝が当たるかもしれませんけれど、じゃあそこだけ、その付近だけやられるということなのか。

廃校活用の件は今から、まだ今から審議されるんでしょうし、4月1日から当然、受託者というんですか、その方が運営されるということもまだ未定なんで、それはまだ新年度になってから、町がやるべきことはやればいんじゃないかなと思いますけれど、その辺の範囲、さっき言ったどこまでやるのか、やる必要があるのか、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 公園等管理経費、片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場の今の御指摘についてお答えをいたします。

町が間に入っているという言い方が適切かどうかはあれですが、県から指定管理者として町が受けており、当初のいきさつというのは、正直私もまだ把握をしていない状況です。ただし、先ほど県ができないと申し上げたのは、町が指定管理者になっている場合、お金の流れとして町を通さないとという意味でありまして、県の施設で民間が直接指定管理者になる施設も県内にはあるようです。一般的には市町が多いんですが、そこら辺の条件とかそういったものまでまだ県と話をしたり、確認をしておりますので、その辺がどうなるかというのは非常に難しいところではありますけれども、今後の町の携わり方として、その辺も調べていきたいというふうに思っております。

現実的に、今町がどのように関わっているかということですが、正直な話、今、今回の補正にありますように、予算上編成をしなきゃいけない。それから利用料が入ってくれば伝票を切って、歳入として上げなきゃいけない。そういう事務手続は町の負担といいますか、町の業務というふうになっております。今後、在り方も含め、その検討の中には含めていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の何人も決裁で見ているのに、こういうシステムがいかがなのかという御質問でございますが、先ほども申しましたように現在、起工何に添付の随意契約理由書の様式には、契約担当者は地方自治法施行令の根拠規定と随意契約の理由を記載しているわけでございますが、この理由にきちっと地方自治法施行令の根拠規定である理由をガイドラインにきちっと明記をしておりますので、このガイドラインとその補正理由がきちっと合

っているかどうかという、その確認をすることが今回、必要であると考えておまして、このことによりガイドラインに明記してある実施できる工事、業務等の条件である定型文を必須要件とすることにより、契約内容がきちっと合うか、合っているか合っていないかを判断することはできると。

そうすると、決裁者についても、今まできちっとガイドラインに沿って選んでいるかというのを今まで確認ができておりませんでしたので、今後はそのガイドラインをきちっと、ガイドラインに沿った契約をしているかどうかを、このシステムにより改善できるものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 旧安下庄中学校の樹木剪定のことについてでございます。

まず、場所ですが、旧安下庄中学校の正門といいますか、校門前の交差点部分から農協の旧選果場がございますが、そちらの方面に続く、グラウンドの一番最後の部分、約延長が180メートルございますが、その学校の敷地の法面部分が今回の対象と考えております。

なお、車両の支障については、特に今おっしゃられたように校門周辺の高木の枝とか、それから法面のカヤ等も相当多い、さっきも申しましたが覆いかぶさって一部カーブミラーに差しかかっているような状態。これが少しずつ、少し手で解消等もしたんですが、そういうふうな状況でございますので、なるべく早くきちんとした契約準備で対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほどより田中議員より御質疑いただいている件について、まず冒頭の議案ミスでございます。こちらは続いたこともあります。わたくし自身も読み込みが足りないのかなというところがありましたので、わたくし含めてしっかりと確認業務を行っていくということで努めてまいりたいと思います。

そして、契約・工事管理システムの改修の件でありますけれども、私もこちら報告を受けておまして、やはりこの随意契約、このシステムを入れることによって、少ないとは思いますが、理解が少ない職員がもしいた場合にそれはしっかりと確認をすることができる。そして、そのガイドラインをしっかりとこの業務に携わる職員が、しっかりと理解をしたうえでこのガイドライン、そしてまたシステムを使いながら活用していくということでもありますので、決裁と合わせてしっかりとこのシステムを有効に活用していくということでもあります。

そして、指定管理の公共施設維持体制持続化支援金の件でありますけれども、こちらはやはり議員御指摘のとおり、指定管理の施設というのは民間のノウハウをしっかりと活かして有効に経営をしていただくというものであると、わたくしも思っております。

そして、各指定管理の事業者の皆さんから町のほうにも綿密に打ち合わせをしております。そ

してまた、関係部署とも多くの協議の時間を持っているところでございます。実際にこの70%という数字も、本来でしたらほかの町内の事業者の皆さんとともに、この新型コロナウイルス感染症の影響というのは大変大きなものがありまして、非常に大きく痛んでおられる状況がございます。その中でもっと多くの支援があればよいのにとのお話もいただく中で、やはりこの支援金というのは町内ほかの業者さんもいらっしゃいます。そして、また公金でありますので、この扱いというのは大変慎重にやるべきでしょうということを申しながらやっております。そのような中で、この規定をつくらせていただいて、このように支援をさせていただくということで協議をさせていただいて、決定をさせていただいたところでございます。御理解いただけますようよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の個人情報保護条例関連の例規整備のスケジュール等の関係でございますが、それといつまでかという御質問だろうと思いますが、改正個人情報保護法の施行期日は地方公共団体及び地方独立法人については、法の公布日令和3年5月19日から2年以内で政令で定める日とされております。

現行の周防大島町個人情報保護条例は、改正個人情報保護法に一本化されることから改廃を行う必要があり、関連する条例等も改正等を行う必要がございます。制度の見直しに向けて実態把握、町保護条例と改正個人情報保護法との比較、また条例等の例規整備、新制度に対応した運用方法の整備など、改正個人情報保護法の施行まで様々な作業が求められ、令和4年度からの準備では間に合わない恐れがあることから、令和3年度中に改正個人情報保護法の実態把握を行い、町個人情報保護条例と改正個人情報保護法との比較作業との例規整備に係る調査を委託し、令和4年度の条例整備等に向けて準備を進めていくこととしております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 私からは1点だけ。41ページの学校管理費について、先ほども御説明があったんですけども、小学校、中学校それぞれに修繕費が計上されておりますが、昨年の同時期の補正では小学校の修繕費は15万円、そして中学校では31万9,000円だったと思うのですが、今回の補正では非常に大きく増額しているということで、いま一度、この中身とこのタイミングで補正対応すべきだったのか、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 新田議員からの御質問であります小学校の修繕費の内容でございます。

まず、久賀小学校の引き込み線、高圧線を引き込んでいるんですが、そのPASという負荷開閉器が不良、ちょっと調子が悪くてそれでございます。それから、沖浦小学校の給水管、実は手

洗い場の水道なのですが、その蛇口から出る水がちょっと濁りがあるというところで、業者さんに見てもらってちょっと配管関係の修理をするということでございます。それから、浮島小学校の校舎の窓の鍵、これ防音機能を有する窓なのですが、その鍵が故障しておりますので、そちらの修理でございます。また、安下庄小学校音楽準備室の天井から雨漏りがしているということで、これの対応をする修理がでございます。あと、これから見込みですが3月までに細かい修繕があろうかと思っておりますので、これについて50万円ほど追加で一般修繕的な経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。今聞いた限りでは補正の対応というのが必要かなと思うんですけども、最後におっしゃっていた見込みの修繕費もここに計上しているということで、不具合があるから直すとかいうことではなくて、やっぱり安全をしっかりと担保するためにもそういう形で動いていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第11号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号

日程第7. 議案第3号

日程第8. 議案第4号

日程第9. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、議案第2号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から日程第9、議案第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの4議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第2号から議案第4号までの補足説明を行います。

まず、議案第2号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては保険基盤安定事業、職員給与費等、財政安定化支援事業、国保負担軽減対策に係る一般会計繰入金の増減、歳出におきましては一般管理費・特定健康診査等事業費に係る職員人件費、一般被保険者分の高額療養費、国保基金積立金、保険給付費等交付金償還金の増額が主なものでございます。

補正予算つづりの49ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,501万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億5,230万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

57ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明いたします。

3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金については、一般被保険者分に係る高額療養費の所要額の増に伴いまして、1,467万6,000円を増額するものでございます。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金を、34万3,000円追加計上いたしております。これは、一般会計からの繰入金で、負担金交付申請額の確定によりまして、1節保険基盤安定事業繰入金（保険税軽減分）を200万5,000円増額、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）を202万9,000円増額、職員給与費等の調整によりまして3節職員給与費等繰入金を495万8,000円減額、普通交付税の確定により5節財政安定化支援事業繰入金を293万3,000円増額、6節その他一般会計繰入金のうち、国保負担軽減対策繰入金額の確定により、国保負担軽減対策を166万6,000円減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、当初予算編成以降の人事異動に伴います職員人件費の調整によりまして、職員人件費504万6,000円を減額、2項徴税费1目賦課徴収費は、子ども均等割額軽減対応に伴うシステム改修費12万5,000円を追加計上するものでございます。

59ページをお願いいたします。

2款保険給付費2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費は、10月決定分までの給付実績に基づきます年間医療費の推計から、所要額の不足が見込まれるため1,467万6,000円を

増額、5項葬祭諸費1目葬祭費は、所要額の不足が見込まれる理由から25万円を増額補正するものでございます。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分は、財源調整でございます。

60ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分は、いずれも財源調整でございます。

5款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、当初予算編成以降の人事異動等に伴います職員人件費の調整によりまして、職員人件費8万8,000円を増額するものでございます。

61ページをお願いいたします。

6款基金積立金では、歳入額の増額に伴います調整のため236万2,000円を増額計上いたしております。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目保険給付費等交付金償還金は、前年度の実績報告等による精算に伴いまして、256万4,000円を増額計上いたしております。

以上が、令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、歳入においては職員人件費に係る一般会計繰入金の増、歳出においては総務費に係る職員人件費の増によるものでございます。

補正予算つづりの63ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,936万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

71ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金について、職員人件費分7万6,000円を増額いたします。

次に歳出について御説明をいたします。

72ページをお願いいたします。

1款総務費は、当初予算編成以降の給与改定に伴う職員人件費の調整によりまして7万6,000円を増額いたします。

以上が、令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概

要でございます。

続きまして、議案第4号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの73ページを、お願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして職員人件費の調整に伴うものでございます。

第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に542万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億9,669万2,000円とするものでございます。

事項別明細書の83ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入について、御説明いたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金の542万1,000円の増額につきましては、職員人件費の財源調整によるものでございます。

次に、保険事業勘定の歳出について御説明をいたします。

84ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では、介護保険分の職員人件費の調整によりまして298万円を増額いたします。

4款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費2目介護予防ケアマネジメント事業費では、介護保険・包括支援センター分の会計年度任用職員人件費の調整といたしまして、72万4,000円を増額いたします。

85ページをお願いいたします。

3項包括支援事業・任意事業費3目地域包括支援センター運営事業費では、介護保険・包括支援センター分の職員人件費の調整として170万3,000円を増額いたします。

86ページをお願いいたします。

7目認知症総合支援事業費では、介護保険：包括支援センター分の会計年度任用職員人件費の調整といたしまして、1万4,000円を増額いたします。

以上が、令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

以上で議案第2号から議案第4号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の87ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に258万5,000円を追加し、予算の総額を8,713万1,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の95ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、今回の補正に係る一般会計繰入金258万5,000円を追加計上しております。

次に、歳出でございます。

96ページをお願いいたします。

渡船事業特別会計におきましても、他の会計と同様に職員人件費及び会計年度任用職員の経費につきまして調整を行っております。

職員人件費以外の事業につきまして、御説明いたします。

97ページをお願いいたします。

1款事業費2項事業費1目前島航路運航費の前島航路運航経費は、会計年度任用職員の再度任用に伴う調整でございます。

3目浮島航路運航費の浮島航路運航経費は、ひび割れや一部崩落が発見された浮島航路日前駐車場のブロック塀撤去工事費22万円の計上でございます。

以上が、議案第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をいたします。

午後0時01分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）までの質疑を終了します。

これから、討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第2号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第3号令和3年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第4号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第5号令和3年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第6号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第6号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入額に30万円を追加し、8億5,997万3,000円とするとともに、支出額を643万6,000円減額し、8億3,060万円とするものです。

その概要につきまして御説明をいたします。2ページをお願いいたします。

収入につきましては、3目その他の営業収益2節手数料に水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定更新制度が導入されたことから、この更新に伴う業者指定手数料収入30万円を追加計上するものであります。

支出につきましては、2目配水及び給水費の1節給料、2節手当、6節法定福利費及び33節負担金において、人事異動に伴う人件費の調整をするものであります。

3目の総係費におきましても同様に、1節給料、2節手当、6節法定福利費及び33節負担金におきまして、人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

また、5節報酬につきましては、職員の育児休暇に伴うパートタイム会計年度任用職員を雇用するための予算を新規計上いたしております。

1ページに返っていただきまして、第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない

経費は、人件費の補正に伴い減額をするものであります。

なお、3ページ以降につきましては附属資料を添付しております。

以上が、議案第6号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第6号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第6号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第6号令和3年度周防大島町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第7号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第7号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、特定環境保全公共下水道建設改良事業の事業費を7,911万4,000円補正し、14億9,909万6,000円とするものです。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の収入に3,796万5,000円を追加し、11億3,956万1,000円とし、既定の支出に946万4,000円を追加し、9億8,738万3,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款下水道事業収益2項営業外収益4目雑収益では、消費税還付金3,796万5,000円を追加するものです。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費15節手数料では、管渠の詰まりに対応するため35万円を。それから、16節使用料及び賃借料では車輛船舶借上料として12万円を。20節動力費では、マンホールポンプ場の電気代として151万5,000円をそれぞれ追加し、2目処理場費の15節手数料では久賀大島浄化センターの全室素全リン計等の機械機器調整費として288万2,000円を追加し、3目総係費では人事異動に伴い、1節給料98万6,000円、2節手当64万3,000円、6節法定福利費37万6,000円、24節負担金、補助及び交付金26万7,000円をそれぞれ追加し、5節報償費では、受益者負担金の前納報奨金確定に伴い203万3,000円を追加するものです。2項営業外費用2目雑支出2節その他雑支出では、過年度分の使用料漏水減免に対応するため29万2,000円を追加するものです。

1ページに返っていただきまして、第4条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の収入に7,005万円を追加し、15億7,153万3,000円とし、既定の支出に7,911万4,000円を追加し、18億4,516万2,000円とするとともに、不足財源の内訳を変更しようとするものです。

その概要につきまして御説明いたします。4ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債1目建設改良債1節公共下水道事業債を1,990万円、2節過疎対策事業債を1,800万円それぞれ追加するものです。2項補助金2目県補助金1節下水道費県補助金では、浮島地区ストックマネジメント事業の補助金を15万円追加し、3項分担金及び負担金1目負担金2節下水道事業県負担金では、県道大島環状線道路改良に伴う県負担金を3,200万円追加するものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目管渠費の14節委託料では2,200万円を減額し、18節工事請負費では久賀・大島処理区及び三ヶ浦地区の工事費の精算見込み及び変更に伴い、8,328万2,000円の追加を。24節負担金、補助及び交付金では、久賀・大島処理区の県過疎代行事業の変更に伴い1,783万2,000円を追加するものです。

2ページに返っていただきまして、第5条の企業債では、特定環境保全公共下水道建設改良事業を3,790万円追加し、企業債の総額を9億3,010万円としております。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、先ほど御説明いたしました人事異動に伴う増額です。

なお、5ページ以降に附属資料を添付しております。

以上が、議案第7号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要です。
何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
議案第7号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。
これより討論を行います。議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。
これから、起立による採決を行います。

議案第7号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をいたします。

令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページを御覧ください。

この予算は9月実績に基づきまして補正しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量では、新型コロナウイルス感染症第5波の影響により、3医療機関、2介護施設の患者数・利用者数が減少しているため、入院合計で2,237人、外来合計で5,938人、入所合計で2,082人。

次の2ページを御覧ください。

通所合計で307人の減少を見込んでおります。それに伴いまして、1日平均患者数・利用者数を補正しております。

3ページを御覧ください。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、東和病院における9月までの入院病

床確保支援事業費補助金の確定、新型コロナウイルスワクチン接種に関連する収益の増加、自治医科大学卒業医師派遣に伴う柳井市からの負担金収入により増加しておりますが、業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少、再編交付金の繰入金額の減少により、収入合計で6,236万5,000円減額補正し、48億8,942万7,000円としております。

支出につきましては、県を通じた医師紹介に係る負担金が増加しておりますが、業務の予定量の減少に伴う材料費の減少、経営コンサルタント業務を今年度、現金を含む基金残高が再編計画を上回る見込みであることから導入しないことにより、4ページを御覧ください。

支出合計で6,042万6,000円減額補正し、48億8,933万8,000円としております。

第4条の他会計からの補助金につきましては、医療確保対策事業に活用しております再編交付金の繰入金額の確定により348万2,000円を減額補正し、14億6,107万4,000円としております。

第5条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、5ページを御覧ください。

合計で3,964万5,000円を減額補正し、7億2,361万9,000円としております。

附属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第8号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねをいたしますが、支出について9ページに雑費、これだけ増額、247万5,000円増額補正ということになりますが、これの内容について、御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

補正予算書9ページの大島病院の雑費であります。247万5,000円の増額につきましては、県の地域医療を支える医師確保促進事業——民間の医師専門人材会社を活用した医師のあっせんがございますが、その事業を活用して病院事業局の医師紹介料の負担分として補正させていただくものでございます。

理由としましては、県の地域医療を支える医師確保促進事業により応募がありました医師を紹

介いただいたことから、医師紹介に係る費用の2分の1を負担金として県へ支払う必要が生じたためでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 医師を派遣するための紹介料のようなことになろうと思うんですが、これは何人の医師を、どういう理由で、欠員対応とか何か理由があるんでしょうから、その辺をもう少し補足していただきたいのと、これまで、この医師確保促進事業、県の事業を、人材派遣ですよ、だから。そのシステムを使って何人の医師の派遣を受けたのか、実績をあわせて御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

紹介については1人でございます。今回の医師確保促進事業でございますけれども、県において令和3年度に創設されたものでございまして、これを活用させていただくことといたしました。

大島病院のほうで11月末に医師が1名退職しましたので、その補充ということもありまして、今回の採用を行うこととしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） すいません、もうちょっとお聞きするんですが、要するに人件費じゃなくて1人紹介していただくのに240万円かかるということですね。これは当然1回限り、派遣してもらうときに、今回に限って240万円かかると。また、別の新たに1人紹介してもらったら、また240万円かかるということではよろしいのか、その辺ももう1回御説明いただきたいのと、今後、今年度初まった事業ならば実績がない、これが初めての事例ということになるんでしょうけれど、今後、これを積極的に活用して人材確保っていうんでしょうかね、医師確保を図っていかうとされるのか、そうであれば、当然負担金もかかってくると思うんですが、240万円が高いのか安いのか、その辺は何とも言えないところですが、その制度、積極的に活用していかうとされているのかどうか、その辺も御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 今、部長が説明しましたように、令和3年度から県にそういうシステムができて、本来ならば、県は自治医科大学と地域枠のかなり的人数を持っているんですが、現状ではそれでは賄いきれない、山口県全体でするので賄いきれないので、県が募集をかけて、県で、そして山陰から山陽こちらまで全部、どこでどういう医師が必要かということを開いて、そして、マッチングして合ったところで。今回、県は2人目です。それで、その2人目の人を大島に紹介してもらったということです。

大島病院がちょうど、先ほども言いましたが11月に医師がお一人辞められましたので、やは

り、当直も非常に人数も難しくなっているしということで、急遽雇うことにしています。

そして、この金額は、県と雇うところが折半で2分の1ずつです。

これから先もそういう機会があれば活用しようかと思っておりますが、山口県全体ですのでなかなかうまいこといくかどうかは分からないところです。

以上です。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。

議案第8号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第9号あらたに生じた土地の確認についてと、日程第14、議案第10号字の区域の変更についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第9号及び議案第10号について、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第9号あらたに生じた土地の確認についてであります。

これは、山口県が未登記埋立地の解消を図るために新たに議会にお諮りするものでございます。山口県が整備を行った県道伊保田橋線（現在の路線名は県道橋東和線）であります。道路改良事業における佐連工区の道路整備で海岸の一部の埋立てを行ったもので、大島郡周防大島町大字地家室字佐連西から字松尾中に至る土地の地先公用水面の埋め立てられた土地9,436.77平方メートルであります。これらの土地が昭和60年3月8日付で公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、しゅん功認可されたものでございまして、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号字の区域の変更につきましては、議案第9号でお諮りをしておりますあらたに生じた土地について、周防大島町大字地家室字小佐連に編入しようとするもので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、議案第9号及び議案第10号の補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第9号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回の御説明で昭和60年にしゅん功認可と言われたと思うんですが、埋立しゅん功認可から、普通は登記まであまり間を置かずやられるのが普通だろうと思うんです。昭和60年って随分昔になるんですが、この速やかというんか、一般的な期間で登記を、このあらたに生じた土地の確認をしなかった何か経緯というか、理由というのがあれば、教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいま御質問のありました件につきまして、簡単に、今まで把握できている時系列で申し上げたいと思いますが、公有水面埋立免許につきましては、県からの諮問がありまして昭和56年8月27日に東和町議会にて議決されております。その後、県は昭和56年9月22日に埋立免許を取得しております。その後、昭和56年から昭和60年にかけて工事が実施されておまして、昭和60年2月1日に、県はしゅん功認可申請をしました。昭和60年3月8日にしゅん功認可されております。このしゅん功認可につきましては、山口県の告示第210号にて確認はしております。

通常であれば、この後、間断なく今回上程させていただいているあらたに生じた土地の確認についてと字の区域の変更についての諮問があるべきところなのですが、現在に至ってないということでございます。既に当時の担当者等もおらず、なぜ、この間何も行われなかったのかという原因ははっきりつかめておりません。

先ほど、補足説明の中にもありましたが、県は未登記の解消を図っておりまして、その中で見つかったといいますか、発生した事案でありますので、改めてこの2件について議会の御議決を賜りたいという趣旨でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は県から、今回はというか、このあらたに生じた土地は県から諮問があつて町が議会へ議案を出すという流れだろうと思うんですが、県から諮問がなかったから、町としても何の動きようもなかったということで、これまでそのままになっていたと。今

回、多分トンネル工事があつての関係かと思つたんですが、ちょっと離れますが、未登記の調査をしている中でこれが見つかつて、今回、県から諮問があつたということで、当該地に限らず、県は今、未登記の調査をしていると、埋立地の未登記の調査をしているということのその一環で、今回のこの諮問になつたということでもいいのかどうか、もう1回確認させてください。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 県が未登記の部分の調査をかけているかどうかはちょっと把握をしておりませんが、先ほど、補足説明にもありました解消には取り組んでいるというところでありまして、現実的に地籍図を見えますと、まだ登記が完了していないところもところどころあるようです。それを県のほうは、順次解消に努めているというふうに伺っておりますので、こういうことはあれですが、今後も解消に向けてこういう事案は出てくる可能性はあるというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 念のためですが、町においてはこういったことはもう一切ないということよろしいでしょうか。未登記の箇所がないとか、例えば、埋立免許を取っていないとか、そういう町有地は存在しないということよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 埋立免許もなく埋立てをしているということはないと思っております。ただし、未登記である場所はまだまだあります。というのは、当然、議会の議決をいただいたうえでしゅん功認可までは取っておりますけれども、登記の時点で用地測量、境界確認等も背後の民家等も必要になってきまして、そこがなかなか進まないというようなことが多くて、まだ未登記部分というのは残っております。

県と一緒に、町もそれについては解消に努めていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第10号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第9号あらたに生じた土地の確認についてと、議案第10号字の区域の変更についての質疑を終了します。

討論、採決は会期中の最終日の本会議といたします。

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

日程第17. 議案第13号

日程第18. 議案第14号

日程第19. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第11号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第19、議案第15号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第11号から議案第15号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第11号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本議案は、令和4年4月1日に予定しております機構改革に伴い、関係する各種条例の一部改正を一括して行おうとするものであります。

機構改革の概要につきましては、行政・病院事業改革特別委員会でも御報告させていただいたところでございますが、議案説明資料つづりの7ページに掲載しておりますので御参照願います。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条は、周防大島町行政組織条例の一部改正で、部の構成を総務部、健康福祉部、産業建設部、環境生活部から、総務部、健康福祉部、産業建設環境部、上下水道部とし、部の構成の変更に合わせて事務分掌に改正しようとするものでございます。

第2条は、周防大島町農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正で、協議会の庶務を行う課の名称を農林課から農林水産課に改正しようとするものです。

第3条は、周防大島町都市計画審議会設置条例の一部改正で、審議会の庶務を処理する課の名称を、建設課から施設整備課に改正しようとするものです。

第4条は、周防大島町法定外公共物の管理に関する条例の一部改正で、管理事務を所管する課の名称を、建設課から施設整備課に改正しようとするものです。

第5条は、周防大島町議会委員会条例の一部改正で、建設環境常任委員会が所管する事項のうち、産業建設部の所管に関する事項を産業建設環境部の所管に関する事項に、環境生活部の所管に関する事項を上下水道部の所管に関する事業に改正しようとするものです。

第6条は、周防大島町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、それぞれの事業の事務を処理する組織として、水道課及び下水道課を置くとしている規定を上下水道部を

置くに改正しようとするものです。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

なお、今回の機構改革に伴う条例以外の例規（規則・要綱・規定等）ではありますが、この例規の改正は、本議案の御議決の後に直ちに行う予定としておりますことを申し添えさせていただきます。

次に、議案第12号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正についてであります。

本議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和3年法律第19号（以下、「新法」という）及び新法に関連する法令等が令和3年3月31日に公布され、令和3年4月1日から施行されたことに伴い、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例等の一部を改正するものであります。

主な改正点であります。趣旨及び課税免除について、法律改正にあわせて改めるものであります。その他関係法令等の一部改正に伴う条例の項ズレ（号ズレ）、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

13ページ上段、条例第1条趣旨についてですが、根拠法令を過疎地域自立促進特別措置法から新法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法）とし、新法の規定に基づき、対象事業に情報サービス業等を加えるとともに、新設と増設のみが対象であったものを、取得等（取得又は製作、若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては、改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう）のための工事による取得又は建設を含む）を対象とするように法律改正にあわせて改正するものであります。

13ページ下段、条例第2条課税免除についてですが、第2項において対象地域が過疎地域内であることに変わりはありませんが、新法に倣って産業振興促進区域内と厳密に定めることとしたものであります。第3項におきましては、関係法令の号ズレに対応するものであります。

14ページ中段、条例第3条課税免除の申請について、現行条例では新設又は増設した設備のみが対象であったものを、改正後の条例では新法に基づき整備された施設については取得等（所得又は製作、若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替えをいう）のための工事による取得又は建設を含む）を対象とするため、これに対応するため対象となる設備という表現に改正するものであります。

14ページ下段、第2条不均一課税につきましては、関係法令の号ズレに対応するものであります。

続いて、議案第13号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本議案は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることとなったことに伴い、周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点であります。国民健康保険税の減額について、法令の改正にあわせて改めるものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

19ページ上段、条例第23条国民健康保険税の減額についてですが、20ページ下段にありますように第2項を新設しております。これは、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険制度において子供の均等割額を軽減するもので、対象は全世帯の未就学児とし、当該未就学児に係る均等割額について、その5割を公費により軽減するというものでございます。

改正後の子供の均等割額につきましては、議案説明資料つづり9ページに条例改正前後の未就学児に係る均等割額の比較表がございますので、御参照願いたいと思います。その他の改正につきましては、規定の適用関係に変更を加えるものではなく、規定の明確化の観点から整備を行うものでございます。

続いて、議案第14号周防大島町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。

当町の小学校においては、9校中7校が複式学級を有し、極小規模化した小学校が多くあります。当初の教育委員会の考えとしての東和地区3小学校の統合については、中学校統合後に協議調整できればと考えておりましたが、一昨年の6月に油田小学校保護者の強い要望を受け、中学校統合と同日の令和3年4月1日に先行して森野小学校と統合した経緯がございました。油田小学校と森野小学校が統合する際の保護者・地域説明会においても、今後も東和地区で1校の小学校統合へ向けた準備もあわせて進めてほしいとの意見をいただいておりますので、改めて東和地区の2つの小学校——森野小学校と城山小学校の統合について協議調整をはじめべく、両校において保護者意見交換会を行い、その後、両学校校区の地域説明会を開催いたしました。参加者の意見は、寂しくなるがやむを得ない、保護者の想いを尊重する、なるべく早く統合してほしいなどが大半であり、異論はなく、統合について同意をいただいたものと理解をしております。

このことに基づき、周防大島町教育委員会において、東和地区小学校の統合に係る方針について諮り、承認を得た後、町長主宰の周防大島町総合教育会議において協議をし、周防大島町として森野小学校と城山小学校が統合することについて、最終判断をいたしましたので、令和5年4月1日を統合期日とし、新しい小学校を設置したく、学校設置条例の一部改正をお願いするも

のでございます。

新しい小学校の位置につきましては、旧東和中学校の場所とし、校名については周防大島町立東和小学校の仮称としておりますが、今後、設置予定の統合準備委員会で協議をし、学校名称が決定いたしましたら、再度、学校設置条例の改正をお願いしたいと考えているところでございます。

続いて、議案第15号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、出産育児一時金の支給額を、現行の40万4,000円から40万8,000円へと、4,000円引き上げるとした健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び産科医療補償制度の掛け金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるため、保険者が必要と認めるときに加算する額は1万2,000円を基準とするという国からの事務連絡によりまして、本町の国民健康保険条例に規定する出産育児一時金の額並びに産科医療補償制度加入時の加算金についても同様の見直しを図るものであります。

これによりまして、出産育児一時金の総額は現行と同じ42万円となり、実質的な支給額は維持されることとなります。

また、施行期日は国の健康保険法施行令等の改正にあわせ、令和4年1月1日からとするものであります。

以上が、議案第11号から議案第15号までの補足説明であります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第11号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 4点ほどお尋ねをいたしますが、機構改革ということで、その名のとおり町の行政組織の改革なんですけれど、基本的な話として、今回のこの機構改革というのがどういう目的といいますか、意図、どういう改革をしようとしての機構改革なのか、それを、まず教えてください。

それから、具体的な内容で、上下水道部に合併浄化槽に関することというのが入っておりますが、生活衛生課じゃないかと思うんですけど、これが上下水道部の所管になっているという何か理由があれば、教えていただきたいと思っております。

それから、空家定住対策課、これはどれぐらいの規模になるのか、それとどういった事務を所掌するのかについて教えてください。

それともう1つはDX推進班、これも規模と所掌事務について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の今回の機構改革の方針と目的はということでございますが、今回の機構改革の方針といたしましては、令和2年度に策定いたしました第4次周防大島町行政改革大綱の基本方針である3つの方針の1つである簡素で効率的な行財政運営の具体的方策である、効率的で柔軟な組織づくりとして地方分権改革の動向や複雑化・多様化する地域の新たな行政需要に柔軟かつ確実に対応できる組織とするため、周防大島町行政改革推進本部において、第4次周防大島町行政改革大綱の計画期間中、令和3年度から令和7年度に組織機構の見直しを実施することとしておりましたので、今年度において、新たな行政課題に対応する組織機構の見直しを目的として検討を進め、また、議会においても行政改革等特別委員会、令和2年12月からは行政・病院事業改革特別委員会となりましたが、この特別委員会において機構改革等に関する経過説明をし、特別委員会での御意見を踏まえ、執行部として今回、議案に上程することといたしました。

また、空家定住対策課の規模と所掌事務につきましては、職員数につきましては普通退職者等の増加により流動的ではございますが、現時点においては3名から4名の配置を考えております。また、会計年度任用職員——地域おこし協力隊1名の採用についても考えております。所掌事務につきましては、現在の政策企画課定住対策班の業務を引き続き、空家対策につきましては、本町における空家の実態を把握する必要があるため、全町的な空家等実態調査の実施、空家等対策計画の策定、協議会の設置などを考えております。

なお、現在、総合支所で行っております取組は継承しつつ、新たな取組につきましても検討してまいりたいと考えております。

次に、DX推進班の規模と所掌事務につきましては、規模、これ職員数につきましては、先ほど申しましたとおり、普通退職者等の増加により流動的ではございますが、現時点においては2名から3名の配置を考えております。所掌事務につきましては、国においてデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、目指すべきビジョンが示されております。

今後は、総務省が策定した自治体DX推進計画、この計画期間が令和3年1月から令和8年3月、これに沿って自治体情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードの普及促進、自治体への行政手続のオンライン化、セキュリティ対策の徹底、AI・RPAの利用促進、テレワークの推進などに取り組んでまいりたいと考えております。

あと、合併浄化槽に関することが上下水道部の所管となっている理由につきましては、上下水道部は事業特別会計であり、合併浄化槽に関する業務については一般会計ではありますが、この業務につきましては、合併処理浄化槽設置に係る補助金申請の件で、補助金を交付する条件の中に下水道処理計画区域外であることがあります。このことから交付申請の際に、設置する場所が補助対象区域に当たるか否かを確認する必要があるため、現在も下水道課で業務を行っているこ

とから、上下水道部の所管としております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 資料のほうの機構改革の概要ってのを見ると、結局、課の数が増えている、あんまり大きな変化とか、組織の機構図自体に大きな変化はなくて、今のDXとか定住対策、こういった新しい課を設けますよというのはいいことだと思いますが、ただ、組織機構改革として、機構の、例えば指揮命令系統とか、そういったものは特に変化がなくて、新しいセクションが増えて、業務を統合すべきところは統合しますよというような、私は、もっと新しい町長は大胆な機構改革をされるのかなと思って期待しておったんですが、あまり事務的な所掌事務の変更の程度にとどまっているのかなと思うんですが、さっき答弁がありましたように、簡素で効率的な行政運用をするためという目的があるのであれば、逆に言えば、もっと統合すべきじゃないのかなというような気もしますけれど、この新しい組織でどこのどの部分が簡素で効率的な行政運営に資するのか、その辺を分かりやすく教えていただきたいと思います。

それと、今の合併浄化槽の処理区域外のことは、これは別に同じ部でなくても調べりゃ分かる話で、そこは逆に言えば、情報共有をされていてどこのセクションが見ても分かるようにしておかなくてはいけない、町民の方が見ても分かるようにしておかなきゃいけないんじゃないかなと思いますが、それは。要するに生活衛生課に係ることだから、今回、生活衛生課に係ることは産業建設環境部に統合すると、合わせるというところに何か目的があるんでしょうから、なぜ、わざわざ合併浄化槽だけ外すのかなと。統合する趣旨とその実態というのが、今の処理区域の話だけで課を統合しないというのは、ちょっとあまりにも逆に言やあ非効率じゃないかなと思いますが、それは答弁はいいです。

それと定住対策課、空家定住対策課になっています。定住対策課はいいと思うんですが、町の最重要政策ですから、それは対策課でも対策部でもいいぐらいだと思うんですが、これに空家が入っているというのは、ちょっとどうなんかなと。

やっぱり、さっきの話と一緒に、結局、組織の機構、意思決定の構図自体を変えないとだめだと思うんですね。だめって言うたらいけんですけど、機構改革として行政の効率的な改革をするのであれば、やっぱり定住対策課というのは中心になって、定住対策はその課で完結することじゃないんですよね。いろんな課にまたがって、極端に言えば全ての課に関わってくる話で、そこをどうマネジメントするのか、そういったことを、機能を持たせる定住対策課であるべきだと思うんですよ。その定住対策課で定住対策に係ることが全てできる、しようと思えば、それは逆に非効率であるし、実際として不可能な話であって、その推進役としての定住対策課を設けなきゃいけないと思うんですが、そこに何で空家がつくのかなと。逆に、その業務が負担になって、空家は空家で、やっぱり別の対策としてどこかの所管に含める、総合支所でも政策企画課でもい

いんですが。

この定住対策としては、やっぱり各課関わりはあるけれど、ただ、定住対策を本気で、中心になって進めようと言うんじゃないら、やっぱり定住対策は定住対策として独立して、指揮命令系統の中でその機能を果たせる、能力を果たせるように全体をマネジメントできるような機能を発揮できる課に定住対策課ということに専念するべき、させるべきじゃないかと思いますが、その辺を、どうしても空家対策をひっつけなきゃいけないという理由があるなら、そこらはちょっと御答弁いただきたいと思います。

それとDX推進班、ちょっと住民の方にはなかなか浸透しないのかなと思いますが、国の基本方針に沿ってやるということは仕方ないっていうか、それも必要なことでしょうけれど、ただ、DX推進班を設けなきゃいけないというわけでもないし、ましてやこの名前ではなくてはならないということでもないし、DXはDXでいいんですけど、その前に、この周防大島町のデジタル化というんですかね、情報化、ホームページのことから、そういった基本のところからまずは取り組む、AIもいい、テレワークもいいですけど、そういった基本のところをまずやることこそが機構改革の基本になることだと思うんですが。それでもDX推進班を設けて、どういった形で、この周防大島町でデジタル化っていうんですかね、そこを推進していこうとするのか。その辺を、現在の町の思いの部分だけでもいいですけど、今から具体的にはつくり上げていくんでしょうけれど、ただ、デジタル化をこの周防大島町で推進するといっても、ベースの部分はまだ未熟な中で国レベルの話をしてもなかなかそこは整合性が取れないんじゃないかなという感じがするんですけど、いやそうじゃない、周防大島町は、このたびDX推進班を設けて積極的に推進するというような、何か具体的な玉があれば、その辺も御答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 今回の機構改革、どういった成果があるかという御質問でございますが、まず、契約監理課と財政課を統合し財務課とし、財政班と契約監理班の2班体制にすることにつきましては、機構のスリム化による事務の効率化が図られていると考えております。

また、先ほど空家の話が随分出ましたが、空家定住対策課、空家定住対策班を新設することにつきましては、本町の重点課題であり、多くの課題を抱える空家対策等を一元的に対応し、対策につなげていくための専門の部署を設置することにより、空家等の適正管理、空家対策かつ定住対策等が図られると考えています。この空家をきちっとした対策を講じることにより、空家バンクとか、そういった定住対策にも結びつけられるのではないかと考えております。

産業建設部を名称を変更して、農林課を農林水産課に名称を変更し、土地改良班を施設整備課に編入し、農林水産振興班と有害鳥獣対策班の2班体制にすることにより、機構のスリム化による事務の効率化が図られると考えております。

また、建設課を施設整備課に名称を変更し、土木建設班と漁港整備班の2班体制とすることにより、農林水産建設の3課にわたる土木建設部門と漁港整備部門を1つの課へ統合することにより、災害時等への一元化対応が行えると考えております。

あと、DX推進班につきましては、周防大島町が担う行政サービスについて、デジタル技術を活用して町民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげていきたいと考えており、業務改革BPRを推進していき、誰のためのサービスか、既存の前提に縛られていないか、どうやったら実現可能かを検討し、様々な方向からこのDXを進めていきたいと考えております。

なお、広報情報統計班と連携しまして、情報系システム及び基幹系システムへの関連も不可欠であることから、システムなどハード面の更新など、情報系と柔軟に協力して進めていくこととしております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 電子化で町民サービスが各段に向上するように期待をしておきます。

それと、スリム化というお話もあったんですが、私が言っているのはこの機構図、概要図を見て、どこがスリム化なんかなという気がするんで、そう申し上げたんですが、その中で、実態でスリム化するんでしょから、それも期待をしておきます。

最後に1つだけ、誤解してもらったら困るんですけど、私は空家対策は必要じゃないと言っているわけじゃ全然ないですからね。空家対策は空家対策、空地も含めて空地・空家対策をしなきゃいけないと思うんですよ。その問題を、大きな課題を解決していかなきゃいけない、逆に言やあ、空家・空地対策課を設けてもいいぐらいだろうと思うんですが、それは置いて。空家は定住対策に今も不可欠なというか、一体として考えていくという御答弁がありましたんで、今後っていうんですか、今もそうなんでしょうけれど、さらに今後、定住対策をしていく中で空家の活用ということは必須というんですか、定住対策を進めるうえで空家の活用はあわせて考えていく、積極的に取組んでいくと。実際に定住対策に空家が貢献できるように、そこまで考えて、現状は、空家システムはあるけれど十分活用されていないというのが実態だろうと思うんですよ。だけど、今後はこの機構改革で空家定住対策課ができて、そこでは空家を活用するということも踏まえて、前提に定住対策を進めるというような表明ということで受け止めてよろしいんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員からいただきました質疑に対しまして、まず、空家・定住対策というところでありまして、もちろん、定住対策、町にとっても大切な施策であります。

その中に空家を加えているということは、これは、先ほどから田中議員も御指摘のとおり、定住対策と空家はつながっています、セットであります。空家と空地は、議員の皆さん御存知のとおり、いろんな声がありますとおり、空家が崩れてきて隣のお宅に迷惑をかけるとか、台風で崩れてきて心配とか、そういった声があるかと思えます。

そういったものを空家になる前に定住対策のためにもなる空家のあっせんであったりとか、空家の有効な改装のモデルをつくっていったりというようなことで、空家をどんどん活用していただくという意味も込めて、この空家というのを新たにこ入れをしていこうというふうに加えています。

そして、それを全体のマネジメントにつなげていかなければならないというように思っていますので、こういった部署を新たに機構改革で設けるということは、その意志の表明ということで受け取っていただければと思っております。

そして、今回の機構改革に際しまして、やはり、周防大島町役場の組織というのは適正化計画に沿って進めることとしています。ですが、その中で、じゃあどのように効率的にこの組織を運用できるかということ念頭に検討してまいったわけでありましてけれども、田中議員御指摘のとおり、指揮命令系統が、私も町長1年務めさせていただいておりますけれども、今はなかなか全ての情報が中央のほうに集まってくるというようなところまでいっておらないと思います。ですから、わたくし、そして全ての幹部の皆さんはこの部のことだけではなくて、全ての町の情報を、やはり確認していただくぐらいの、そういった情報の共有をしっかりと行っていく、そのための機構改革であると思っております。

効率化ということはもちろんであって、そして、それをしっかりと実現をしていくために今回の機構改革があると思っております。

あと、DXの件でありますけれども、こちらは国、そして県でも大変力を入れて行かれる分野であります。現状は、周防大島町のデジタル、いわゆるパソコン環境、デジタル環境ということは本当に少ない職員で行っているのが現状であります。他の自治体においては、そういった詳しい職員もいない状況でこれから研修をとというようなところもあられるようでありますけれども、この周防大島町では少ない人材ではありますが、しっかりとデジタルに対応できる人材があります。そういった皆さんにしっかりと活躍の場をつくるべきということもありまして、DX推進班ということで計画をしております。そして、田中議員御指摘のとおり、ホームページであったり、また、町民の皆さんに的確な情報を御提供するというのもしっかりと取り組んでいかないといけないと思えますし、加えて、普段の役場の職員の皆さんの業務においても、しっかりとデジタル化を推し進めていただいて、仕事の効率化、そして、それを町民の皆さんにも、こういったことができますよというようなことが提案できるぐらいのDX推進班になっていくとよい

かなというふうに思っています、していかないといけないというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 小学校の統合の関係でございます。

今までに小学校の統合とか、中学校の統合……。 （「議案が違う」と呼ぶ者あり） ごめんなさい。ごめんなさい。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 1点確認したいことがございます。

先ほどから出ております空家定住対策課の所掌事務についてなんですけれども、現状ですと活用できる空家の発掘とか、活用に対する方策っていうのは、今で言えば政策企画課の定住対策班の方々が行われているというふうに思っております、一方、どんどん古くなって、それこそ周りに迷惑をかけるようになる危険空家というか、そういったものは、また別の部署が現状は持つておられるというふうに考えているんですけれども、そうであるかどうかということと、機構改革によって空家定住対策課ができたときに、そういった危険家屋の対応というところがこの課に集約されるのかどうか、そちらをお尋ねいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員さんの御質問でございますが、危険家屋とかにつきましては、支所が今、対応しているところでございます。そういったことではございますが、今後、そういったものを一本化するようにしていきたいとは考えております。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） そのことについてなんですけれども、ということは、今度できる課では空家の調査とか、そういったことを計画を作るためにも取り組まれるというお話しでしたが、調査する中で使える、まだ活用ができる空家と、やはり、もうかなり周りにも迷惑をかけていて活用が難しい空家というのが、そこで分かって、その後、やっぱり全然方向性が違うとは思わんですけれども、危険家屋の所有者に粘り強く働きかけをしたり、そういったことも定住対策を主にやるところが抱えて、この少人数でやっていくことになるのかっていうことがちょっと不安といいますか、もちろん今、支所でいろいろされてはいますけれども、その支所との連携体制とか、実際にそういった危険な空家についても、皆さんすごく関心が高くて、活用される空家以外のものっていうのは、今後、どのように具体的に対策が進んでいくのかというのが、少し見えればありがたいなと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員の御質問でございますが、おっしゃるとおり、今の3、

4名の配置で、例えば、空家活用と今度解体とか、そういったものを振り分けというのは、これだけの人数でできるかというような問題は確かにあると思います。ただ、その辺はやっぱり現在、総合支所で行っているそういった取組を継承しつつ、その辺は新たな取組を、先ほど申しましたとおり条例改正等も踏まえて、その辺は今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後2時21分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第13号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第14号、質疑はございませんか。竹田議員。

○議員（4番 竹田 茂伸君） 先ほどは失礼いたしました。

今、ちょっとほかの方に聞いたので大体分かったんですが、要は、小学校は小学校の統合、中学校は中学校の統合ということで、それでよかったんでしょうし、今回の件もしょうがないんだろうと思うんですけど。

ちょっと私がどうなのかなあと思ったのがハードの部分です。机とか下駄箱とか、いろんなトイレの問題とか、いろいろとあるんだろうと思うんですけど、そういった面のことも、もう考えられてされておるんだろうなということで、ちょっと疑問に感じておりました。

令和5年ということで、まだ1年以上ありますので、そこらあたりもしっかり準備をされるんだろうと思うんですが、そういったことも含めて分かる範囲でいいんですが、特別問題はないんだろうと思うんですが、どうなのかなということをお聞きしたかったんです。分かる範囲で結構でございます。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 竹田議員さんからの御質問にお答えいたします。

東和中学校の建築については、平成22年に建て替え工事を行いました。その際に、今後、少子化していくだろうということを予測して、東和中学校を小学校仕様にしております。小学校仕様というのが、階段の蹴上高を低くしたりだとか、それから手洗い場、それからトイレ、今おっしゃられたトイレ等々をその対応にしております。

なお、このたびの改修については、中学校については普通教室3教室でございましたので、それを数多く、特別教室を改造して数多くするだとか、それから、それに伴うエアコンの増設だとか、校内LANの整備だとか、当然、遊具もございますが、そういったもろもろの工事をして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回も地域から、保護者の方からとか、地域の方から意見を受けて反対もなく統合することを決めたと、方針を出したということなんでしょうけれど、どうも町としてどういうふうな方針というんですかね、学校を統合するにしても、結局、印象としては、もう生徒数、児童数が減ってきたから統合するという印象なんですけれど、これまでのほかの学校の統合のケースから見ると、新たな統合をして、やっぱり魅力ある学校をつくっていったら、要するに、統合しても、児童生徒数の減少に歯止めがかからなかったら、結局、減少していくわけですから、そこは歯止めをかけるという前提で統合を進めるんだらうと思うんですが、そこを町としてどういう方針を持っているのか。要するに、環境に合わせて統合していくという方針だけじゃないと思うんですが、その辺をきちっと聞かせていただきたいと思います。

毎回のようには申し上げますが、3学年3人の複式学級で育った私が言うと、やっぱりそうじゃろう、統合が必要じゃろうと言われるんかもしれないけれども、こういう大人になったらだめだから、統合が必要なんだと、小規模校はだめだというかもしれないけれども、私はそうは思わないですね。周防大島には周防大島なりに環境に合った学校というのが、規模は小さくても。反対意見がないというのがどういうことなのか、ちょっとその経緯がよく分からないので、安易に申し上げることはできませんけれど、やっぱり、規模は小さくても周防大島らしい、周防大島ならではの教育ができる学校というものをつくるように目指すべき面もあるんじゃないかというふうに思います。

そうすることで、逆に言えば、統廃合に歯止めがかかる、児童生徒数に歯止めがかかる方策の一環にもなるんじゃないかと思うんですが、その辺の町としての、住民から要望があった、保護者から要望があったからこうしますよというんじゃないで、町としてはどうしたいのかというところが、どうするべきと考えているのかというところのほうが、私は重要だと思います。

そこを簡潔に教えていただきたいのと、ここに保護者や地域住民から反対の意見はなくという

のがありますから、反対はなかったんでしょう。ただ、本当に1人も反対の意見がないのか、反対でなくても慎重意見とか、そういったものがなかったのかどうか、やっぱり、私が特別な考え方なのか、その辺もあわせて御説明、補足をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 田中議員からの御質問にお答えいたします。

まず、町の統合の方針、教育委員会として、と言ったほうがいいかもしれませんが、統合の方針、考え方でございますが、まず、中学校ですが、この4月に3校統合して周防大島中学校が開校いたしました。これにつきましては、平成29年度に統合方針を取りまとめて、第1段階統合ということで3中学校を統合し、周防大島中学校が開校したということでございます。この方針は、今後の生徒数の減少を見込み、これからの今後の方針については、令和10年度に第2段階目の統合ということ、要するに、大島中学校とまた統合するという形については、これは皆さんにお知らせしている状況でございます。

しかし、このときの、令和10年度の2段階目の統合については、やっぱり、再度の第2段階、令和10年より前ですが、検討する時点において、当然関係する保護者や地域の方々の意見を踏まえた、また対応になろうかと思っております。

また、小学校においては、旧東和中学校の耐震化事業によるものということで、先ほども申し上げましたが、小規模化がもう考えられているということで、小学校仕様でつくっておりますが、周防大島町、広い地理的条件もありますので、やはり、まずは保護者の意見をお聞きしながら、今後、新しい方針案が策定できればというふうに思っております。

次に、統合に対して反対的な意見はなかったのかということでございますが、事前にアンケートを保護者、また未就学児の保護者を対象に行ったところですが、それを見ますと、やはり、75%は賛成系でございましたが、逆に25%は逆というか、どちらでもないという意見もありましたが、そういうふうな方々で、大半は賛成系の意見が多かったというふうに認識をしております。

その中で、会議というか説明会等を開いて、反対とかなかったのかということでございますが、説明会とか意見交換会においては、そういった反対的な意見はございませんでした。逆に早くしてほしいという、令和4年度にでもしてほしいというふうな御意見がございました。

ただ、今、児童クラブが東和地区に2つあるんですが、その児童クラブがどうなるんだろうとか、また、スポーツ少年団が学校施設——旧東和中学校の体育館ですが、そこら辺が使えるんだろうとか、また、跡地の問題ですね、跡がどうなるんだろうとかそういった御心配をされる意見はございました。これについては、条例の御議決をいただいた後に、また、考えていくという類いの話で説明をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 町の方針というか、方向性というのが、例えば、人数が、生徒数、児童数が減ったから統合するんだというのであれば、そういうふうには受け止めてはおるんですが、それだったら話は簡単ですよ。一定の基準以下になったらもう統合ですよ。だけど、こうやって意見を聞き、説明会もし、判断をしているんですから、それは、やっぱりそこに何かの町の考え方っていうのもあると思うんですが、改めて、要するに規模が問題だと、規模が小さくなったら統合と。いずれは1校になって、その先、また規模が縮小していくかもしれませんね。いずれは学校がなくなるということも可能性としてはあるのかと。それじゃいけないと思うんですよ。それを指をくわえて見ているんじゃないけん。だから、単に統合をすればいいという問題ではなくて、多分考えておられると思いますが、魅力ある学校づくりをしなきゃいけないということで、取り組んでおられると思いますけれど、じゃあ、これまでに統合した学校、そこが、統合まではいろいろそういう、こういう学校にしますと話も聞きましたけれど、じゃあ、統合されてから、どういうふうな取組っていうんですかね、魅力ある学校になりつつあるのか、その辺も実績があれば、ちょっと事例としてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 御質問にお答えします。

私たちも人数だけで切るつもりはございません。ただ、人数も教育の質に大きな影響を与えるということは事実だろうと思います。

ですから、今おっしゃった、どうしたら魅力ある学校ができるか、どうしたら周防大島の教育の質を高めることができるかということは、基本的議論をしております。ただ、学校というのは保護者や地域と一緒に子供たちを育てるためには、学校も保護者も地域も大事なんです。それですから、やはり多くの方の御意見も聞く必要があるだろう、あるいは小規模校のときは、今、集合学習のように集まっている学習もいるだろう、あるいは、ICT設備も済みましたから、先日、浮島小学校と島中小学校合同の授業とか、以前、油田小学校と森野小学校が統合する前のZoom等を使った学習、そういう工夫はしております。ただ、例えば、欠学年と私たちは言いますが、学年に誰も生徒がいなくなる、2学年合わしても1人とかあるいは2人というのは、ある程度限界はあります。それから人数のこと、それから、ただ周防大島は広いですから、地理的な距離の問題もあります。そういうことを含めて、どうがいいかというのは考えております。

統合の成果としましたら、平成13年だと思いますが、私の母校の椋野小学校と久賀小学校が統合いたしました。それは私、見とって最後の椋野小学校は児童が7人だったんです。7人の運動会、見に行きましたけれど。それと、やっぱり今の久賀小学校の運動会、その他授業を見たら、

やはり成果があっただろうと思います。それから以前、和田小学校と森野小学校が統合いたしました。確か、和田小学校10人ぐらいだったと思います。じゃあ、どういうふうにつながかというので、和田小学校でやっていた陸奥太鼓、これを森野小学校でやろうというんで、統合の前の年ぐらいから一緒にやりまして、今、一緒に運動会とか含めて、それは、やっぱり成果があったんじゃないかと思います。

また、油田小学校もある学年がゼロ人がありました。7人で統合しましたが、その前に同じように交流を増やしました。で、いろいろ聞いてみますと、やはり、油田小学校のほうからも来ていただいたことはよかったな、あるいは、森野小学校もよかったんじゃないかという御意見を聞いています。油田小学校には学童保育がありました、森野小学校には学童保育はありませんでしたので、所管は健康福祉部ですけれど、健康福祉部と教育委員会で協力して、今、森野小学校校区にも新たに学童保育をつくったり、そういう点も少しよかったなと思います。

ですから、一番は子供たちにいい教育をしたい、子供たちを育てたい、それは大前提です。ただ、その1つの大きな要素として、やはり人数があります。ですから、人数が何人だから、足切りみたいに即統合ですよと思ってはいないんですけれど、人数のこと、地域のこと、あるいは学校間の距離のこと、そういうことを、やっぱり総合的に判断しながら、よりよい教育を求めたいなと思っていますところなんです。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 学校統合、そして、子供たちの教育ということについて、お答えをさせていただきたいと思うんですけれども。

まず、この町の役割、そしてまた、教育は教育委員会があつて、教育長さんがおられてということで、このように組織があります。

町ができることというのは、やはり、環境づくりであろうと思います。町は子供たちのためにICTを充実させる、また環境づくり、そして、安心・安全、そして、以前、新田議員さんが御指摘されたかと思うんですが、1人当たりにかかる費用、こちらもしっかりと考えて効率よく教育のために、子供たちのために教育に後押しをしていくというのが町の役割であると考えています。

ですから、教育委員会の皆さんは、やはり、よい教育というのはどういったものか、そして、その教育、他の市町においては、どういう取組をされているということであつたり、県の方向であつたり、しっかりとそういったところを情報を共有して、やはり第一、子供たちのことですから、子供たちのためになるように、しっかりと環境づくり、そして、教育づくりをしていくことが一番と思っています。

私もこの新年度予算等々を検討する中で、1人当たりの児童にかかる費用ということ考

えていったときに、合併をするメリットがあったりとか、そういったところもあるのかなと思います。一概に、大きい学校、小さい学校あると思います。そして、町の役割として、この小さい学校、合併してしまうけれども、その地域に、やはり子供を減らさないように、しっかりと町として人が減らないように努めていく、その施策を考えていくということが大事だと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今、町長が言われましたように、確かにその地域全体で考えなきゃいけない、その学校だけじゃなくて、人口が減少すれば、当然、児童生徒数も減っていくわけですから。

さっき教育長さん、人数も教育の質に影響を与えると申されております。やっぱり、そうなんですよね。だけど、例えば、足切りをするとか、そういうことじゃなくて、実態に応じてというんですか、地域地域に応じて、そこは考えていくということなんですけれど、そうであれば、なおさら、今の学校を取り巻く関係者、保護者の方とか、地域の人とかだけの意見を聞いて、これはずっと将来にかかわることですから、例えば、その地域にはもう学校がなくなるわけですから、それを再開するというのはよっぽどのがないと、その地域にばっと人が増えない限りはあり得ない話でしょうから、結局、将来の人にもかかわることなんで、それを、何か地域で意見聞いたからいいですよねというような感じで決めるべきじゃないと思いますし、その前提には、町としてどうするのか、どういう学校にするのか、いろんな行事を統合したことによって、今までなかった行事とか、その体験ができますよというのは、それはいいんでしょうけれど、そういう結果論じゃなくて、町としてどういう魅力ある学校をつくらうとしているのかというところの方向性っていうか。例えば、究極的にもう町内1校になりましたよと、小学校が。いったときに、その小学校をどういう学校にするのかと、どういう学校にして、そこがもうしぼんでしまったら、もう後はないわけですから、だったら、それが今の地域でもできるんじゃないかと。残った1校も、もうなくなりやあなくなったときでしようがないよと思っているんだったら仕方ないですけど、それは町として、行政としてあり得ない話ちゃうか、許されない話ですから、そこはやっぱり死守していかなきゃいけんと。だけど、そこの姿というのが見えないから、それを見せてほしいと。それを見せていただけるんなら、私の考えとしちゃあ地域でもそれはできるんじゃないか、例えば、それが10人になったから、もう少ないからだめですよと、統合しなきゃいけないですよという考え方に結びつけて統合していくというのは、まあ、どうなんかなと思いますけれど、人数が少ないとやっぱり教育の質が下がると。こういう大人になっちゃだめですから、人数は必要ですよということなんかもしれませんけれど、あくまでも町として、どういう学校にするのかというところ、この地域の方というか、説明会でも当然説明しているはずなんだろうと思うんですけど、それを求める意見もなかったちゃうことですかね。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後 2 時 57 分休憩

午後 2 時 59 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 最初に、ちょっと私見を申します。

私は全校 55 人のクラス、1 学年 8 人から 10 人のクラス、全校 5 クラス、複式 1 組のクラスまでいろんな学校を勤めてきました。ただ、経験的に申しますと、大体 1 学年 2 クラスから 3 クラスがベストだとは思っています。ただ、周防大島町で 1 学年 2 クラスから 3 クラスをつくろうと思ったら 1 校になります。この広い、138 平方キロメートルあって、細長い町で 1 校は無理だと思います。ですから、人数のことも考えながら、どうしたらいいのかというのを思っています。そして、やっぱり、メリットとデメリットはもちろんあります。小規模校でしたら、確かにきめ細やかな指導とか、地域の方との連携とか地域ぐるみの協力ができます。ただし、切磋琢磨するとか、社会性とかの面ではちょっと不安な部分もございます。

ですから、やはり、そういうのを総合的に判断して、個人的にも集団的にもできるだけ望ましい教育環境、それは周防大島という制約の中ですけれど、それを考えたとき、今回の東和地区の統合は望ましいのではないかというふうに教育委員会では思っている次第です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 15 号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第 11 号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、議案第 15 号周防大島町国民健康保険条例の一部改正についてまでの質疑を終了します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第 20. 議案第 16 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 20、議案第 16 号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 16 号周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定に

ついて補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域持続的発展計画の策定にあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

過疎対策につきましては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法の制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、これまで総合的、計画的な過疎対策が推進され、過疎地域における産業の振興や生活環境の整備など、大きな成果を上げているところでございます。

しかしながら、過疎地域においては、人口の減少、少子高齢化の進展等、他の地域と比較して厳しい社会情勢が長期にわたり継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、交通機能の確保及び向上等が喫緊の課題となっております。

これまでの過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって期限を迎えたところですが、過疎地域において総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年3月31日に公布、4月1日に施行されました。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法と過疎地域自立促進特別措置法の主な見直し要件につきましては、法の目的が、過疎地域の自立促進から持続的発展に見直しをされており、また、長期の人口減少率の基準年を昭和35年から昭和50年に見直し、財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率の要件を28%から23%へ緩和し、平成の合併による合併市町村に係る一部過疎の要件に、財政力指数は市平均の0.64以下が設定されております。

本町におきましては、引き続き、町全域が過疎地域に指定されておりますことから、山口県が定めた過疎地域持続的発展方針に基づくとともに、第2次周防大島町総合計画を踏まえ、公共施設等総合管理計画との整合性を持たせた計画内容とし、令和3年度から令和7年度までの5年間の周防大島町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

なお、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第7項に基づき、県へ事前協議を行い、示された意見につきましては計画へ反映しております。パブリックコメントも実施いたしましたが、特に御意見はございませんでした。

今後は、地域の要望に応えながら見直しや変更を加え、必要に応じて議会にお諮りしていきたいと考えております。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第16号、質疑はございませんか。岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） 4つほど質問がございます。そのうち3つは農林業のことで、1つは消防・防災の件についてです。

最初に、5ページ目の農林水産業の件についてなんですけれど、6次産業化を図るという文言

があるんですけど、これ、周防大島のミカンはジュースにするために、原則としてJAに出すんですけど、ジュースにするために田布施のある業者に、皆さん出荷しております。そこは、ジュースにするのにかなりの値段がかかって、結構高いものになっております。先日、廃校の活用で、ジュースをつくる施設をつくりたかったんですけど、資本が乏しいためにちょっとその活用は見合わせております。

何か、これで方法はないのかどうか、お聞きしたいです。

それと、6ページ目の地域の経済的な立地特性の中の、第1次産業の高齢化と後継者不足についてなんですけれど、今の農業者、特に中堅の従事者、これが周防大島の中では主力になるわけなんですけれど、そもそもパートナーに全く出会う機会がなくて、非常にもう仕事一本でやっております。このままでは後継者不足もかなり深刻になっていくのではないかと思います。何とか町を上げてこの辺の機会を設けてあげることができないものでしょうか。また、考えていただければと思います。

次に、19ページの農林業の振興についてです。

この中で農産物価格の低迷という文言があるんですけど、今、かんきつ価格は、特に周防大島産はかなり上がってきております。特に、その中でもせとみ——ゆめほっぺですよ、かなりの高値で推移しております。これをもっと伸ばす方向に進めれば、もっともっと楽にできるのではないかと考えております。

もう1つ、鳥獣被害防止対策の推進の件なんですけれど、これは、毎回、一般質問でも言っているんですけど、例えば、県内のほかの自治体では柵なんかを全部無償で配布しております。そういった思い切った対策がもしあれば、また御検討いただければと思います。

最後に30ページ、消防・防災の強化なんですけれど、先日、有志によって女性の防火クラブが立ち上がりました。柳井地区広域消防組合柳井消防署と町長はじめ、町執行部の皆様には大変お世話になったと、彼女たちが申しておりました。私も参加してみたいと言う方から数件声をいただいております。この方たちは、例えば、独り暮らしの御年輩の方への訪問とか、防災教育や応急手当の普及・指導、あと災害時の炊き出しとか、後方支援など、やることは結構山ほどあるんですね。

今の状態が防火クラブ、婦人防火クラブという位置づけでして、例えば、出勤しても隣にいる消防団の方には日当が出るんですけど、防火クラブには日当は全く出ないと。モチベーションの問題にはなってくると思うんですけど、これを、例えば、防火クラブを女性消防団という位置づけで創設ができないかどうかっていうのを、ちょっと一つ検討してみただければと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいま岡崎議員から御質問をいただきました。

産業建設部関係、4件ほど御質問の中にあつたと思います。全てにおいて、この過疎地域持続的発展計画を立案したうえで検討をしていかなければいけないというふうには思っています。

一つ一つ簡単に申し上げますと、例えば、6次産業化の今のジュースについても、これはいろいろなことが絡んでくると思っております。先だって、農産物加工センターの値上げの件が出ましたけれども、ミカンの缶詰をつくっているとき以外の有効利用、そうすれば収益も上がってくる、そういった絡みをいろいろ考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、農業の後継者として、結婚相手という意味ですかね——ですね。以前は、漁村に対してとか、農村に対して県のほうが集団的なお見合いをやるような企画もあつたように聞いております。そういったものはちょっと改めて問い合わせをしまして確認をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、ミカンの価格低迷はそれほどないということですが、ゆめほっぺ等の高品質化による価格低迷はある程度防げていると思っております。ただし、やっぱり収益をより上げるためには、この高品質化に、現状でも予算は執行しておりますけれども、今後も規模等を検討していきたいというふうに思います。

最後の鳥獣被害の柵についてですが、現状では補助金という形で皆様に支援をしているところです。地域活性化・害獣・防災対策特別委員会等でも害獣対策については、今、所管が農林課になっておりますけれども、地域を守ることも含めて取り組んでいかなきゃいけないと思っておりますので、そういった中でそういう体制が整えば、方向性も見えてくるのではないかなというふうに思っておりますが、これもまた検討課題ということで御理解いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 岡崎議員の消防・防災の関係でございますが、このたび、そういう防火クラブができたことは、大変町にとっても心強いと感じております。ありがとうございます。

女性の防火クラブを消防団に上げるということにつきましては、地域の消防団に女性が入ることについては問題ないと思っておりますが、女性消防団として今後、活動していくことにつきましては、条例とかそういった問題がありますので、そういったことをクリアしなければ、現在は難しいと考えております。

○議長（荒川 政義君） いいですかね、岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） ありがとうございます。

女性消防団、最初に言われたのが、結構ほかの消防団に女性が入っていくというような形だったんですけど、もともとやるのが全然違いますんで、もし、条例なんかの改正ができるよう

であれば、ぜひ、女性だけの消防団というのを考えていただければと思います。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに、田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 11ページに行政機構図がありますが、これは機構改革による差し替えになるんですかね。ちょっとその辺を確認させてください。

それと、49ページに再生可能エネルギーの利用の推進というのがあって、これは町のことを言っているのかと思いますが、今、荒廃農地とかそういうところでもソーラーが、普通の農地でなくても民間の民地を使ってというのも結構あると思いますが。

町は今、屋根貸しで公共施設の屋根を使ってソーラーをやっていると。それをさらに推進していく、かつ民間の推進も含めての話なのかどうか、ちょっとその辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の11ページの行政機構図についてでございますが、計画は令和3年度から令和7年度までの5年間となっておりますので、令和3年4月時点での行政機構図となっております。

行政機構図に変更が生じた場合につきましては、文言の修正等に該当し、実質的な変更に当たらないことから、県への協議、議会の議決、国への提出といった手続をする計画全体に及ぼす影響が大きい変更には該当しないため、手続の省略が可能となっておりますので、今回の機構改革の場合には差し替えでの対応を行うこととしております。

なお、事業の追加または中止、目標または達成状況の評価の変更等、計画全体に及ぼす影響が大きいものにつきましては、今後、変更の手続を行ってまいりたいと考えております。

次に、49ページの再生可能エネルギーへの取組についてでございますが、再生可能エネルギーの主力電源化につきましては、本年10月22日に閣議決定された第6次エネルギー基本計画にも最優先の取組事項として記載されており、周防大島町過疎地域持続的発展計画の基となる山口県過疎地域持続的発展方針にも実施すべき施策として、再生可能エネルギーの利用の促進が記載されております。2050年のカーボンニュートラルに向け、再生可能エネルギーの利用促進は国全体の課題となっております。

本町におきましては、現在、具体的な事業としての取組は行っておりませんが、これまでに町の公共施設等の屋根及び町有地の一部を有償で貸付け、太陽光発電システムの設置を行う等、公共施設への導入を推進し、再生可能エネルギーの利用促進を行ってまいりました。

今後も、町として向き合っていく重要な課題として、今回の計画に盛り込んだ次第であります。山口県過疎地域持続的発展方針にも再生可能エネルギーの利用促進のため、情報発信等の支援に努めるとの記載や、太陽光発電システムのほか、バイオマス発電等の導入促進がありますので、

本町といたしましては、県や国の動向を注視し、情報を集め、必要が生じた場合には、適宜、事業を計画に追加するなどし、町民や事業者への普及啓発や情報発信を行い、周辺環境に配慮した再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） この計画は、今回、案のお示しがあったので、法律などもちょっと勉強のために読んでみました。結局、これは新しくできた過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいていて、まず、山口県のほうが方針を立てて、それに基づいて、また、町のほうが議会の議決を経て定められるというふうな流れかと理解をしております。

法律の中に特に思ったのが、地域における創意工夫を尊重して推進して行くべきものであると、そのように法律にも示されております。ということは、周防大島町の現状をしっかりと受け止めて、持続的発展のための対策を創意工夫を凝らして考えられているのが、この計画案であるというふうな受け止めて、しっかり読ませていただいたところでございます。

その中で、具体的な項目の中でちょっと5点ほど気になる場所があったので、町としてのお考えを伺いたいと思います。

1つは、20ページの産業の振興の中に情報通信産業の振興ということが触れられております。

現状と問題点として、情報通信産業を生業とする事業者がほとんど見られないのが現状と記されております。ここで、ほとんど見られないというふうに町のほうが認識されている情報通信産業というのは、具体的にどのような事業で、町内に何事業者いらっしゃるかと把握されているのでしょうか。

次に36ページ、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進という大項目の中で、子育て環境の確保というものが挙げられております。

現状と問題点として保育所の在り方が課題というふうに記されております。この保育所の在り方がどういった課題というふうに町のほうが考えておられるか、認識をお尋ねいたします。

また、この子育て環境の確保のための対策の中にいろいろと触れられておりますが、ファミリーサポートセンターの設置についてが、特にここで触れられておりません。現在、具体的な設置に向けた検討が始まり、進められているというふうにお伺いしているのです、対策の中にこれは触れておくべきことではないかなと、38ページを読んで思いました。

次に、高齢者福祉の充実ということで36ページにございます。

現状と問題点の中で、高齢者の生きがいづくりが求められていると記されております。38ページにその対策ということが触れられておりますが、その中に老人クラブの育成支援というふうなことが書かれております。もちろん、それは大事なことかとは思いますが、老人クラブでの活動が、高齢者の生きがいづくりに直結するのかどうかということが少し疑問でござい

す。むしろ、高齢者の働く場がありますとか、有償ボランティア活動によってむしろ人を支えると、そういった活動の場があって、社会とのつながりや交流の場を育成することが、高齢者の生きがいづくりになるのではと思うのですが、その辺りの認識をお伺いいたします。

次に、教育の振興ということで、43ページに生涯学習のまちづくりが触れられております。

現状と問題点として受講者の高齢化により公共交通機関の不足及び移動手段の確保が課題になっていて推進体制の充実が求められているというふうに示されております。しかし、その対策として45ページに記されている中で、交通の問題点に対する対策について全く触れられておりません。先日、町のほうでは地域公共交通活性化協議会が既に開催されて、地域公共交通計画の策定に向けて動き出されていると伺っております。この中でもそういったことに触れて、今後、対策を講じていく姿勢を示すべきではないかと思えます。

また最後に、その他地域の持続的発展に関し、必要な事項ということで、50ページのほうに現状と問題点ということで、交通安全の推進が記されております。この中で、特に周防大島町の課題ということなのかもしれませんが、高齢者の交通事故の割合が高水準であるというふうの問題点、現状として示されております。その対策として、交通安全運動や安全教育の実施、通学路を中心とした交通安全施設の設置とございます。

ただ、ここではそういった高齢者の交通事故が課題であるという認識であるならば、もちろん、高齢者が被害者になってしまうということを防ぐための交通安全運動であるとか、そういったことも必要かとは思いますが、地域交通の整備・充実や高齢者になって運転免許を返納しても暮らしやすい仕組みづくりということに、対策で触れることが重要ではないでしょうか。

以上の点について、今回、議会に諮っていただきまして、ほかの方の意見もそうですけれども、この場に出された意見が検討がなされたうえで確定するのか、それとも、今回は、この案である程度決まってしまって、今後、そんなに遠くない将来に、課題など、地域の御意見を伺いながらと先ほど部長もおっしゃいましたが、計画変更っていうのは、結構頻繁に行われるような余地があるのか、それもあわせてお伺いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 白鳥議員の御質問でございますが、まずは20ページの情報通信産業の関係でございますが、ここでの事業者につきましては、雇用を生み出し、産業の振興に寄与するような事業者を想定しており、そういった事業者には雇用される専門的知識を有する人材が不足しているという意味合いで記載しております。個人事業者を想定しているものではありませんし、この事業者につきましては右2事業者、モノサスとビジコムを想定しております。

あと、36ページと38ページの高齢者の生きがいづくりにつきましては、働く場の確保とか

有償ボランティアといった記載をすべきというお話ですが、高齢者の生きがいをづくりを進めていくうえでは、地域におけるボランティア活動や高齢者でもできる仕事を確保していくことは大切なことであると考えております。

ここでは、高齢者の生きがいをづくりとして、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブの育成を支援するという福祉の充実について記載をしておりますので、有償ボランティア、働く場の確保といった記載の追加については考えておりませんが、有償ボランティアにつきましては、現在、社会福祉協議会において住民参加型有償サービス事業、いわゆる、有償ボランティアを運営しておりますので、今回の計画で申しますと、この地域福祉の推進の中に記載されております。ボランティアやNPOの育成支援については、社会福祉協議会と連携して育成支援を図るに含まれていると考えており、また、働く場の確保につきましては、22ページに記載がありますが、高齢者であればシルバー人材センター等が考えられますが、本町はシルバー人材センターの設置はしておりませんので、以前、議会でも取り上げられたことはありますが、本町といたしましては、現在、社会福祉協議会が運営しております住民参加型有償サービスのほうが効率的ではないかと考えており、設置については要望があれば、検討はしたいと考えておりますので、具体的には記載はしておりませんが、高齢者の働く場の確保につきましては、22ページの方で、生涯現役で安心して働くことのできる労働環境の整備を図るに含まれていると考えておりますが、白鳥議員より御質問をいただきましたので、再度、担当課と協議して内容を精査してまいりたいと考えております。

あと、50ページの交通安全の推進について、高齢者の免許返納を促す記載があってもいいんじゃないかというお話ですが、高齢者の免許返納を促す等の対策の記載については、免許証を所有されておられます方々の置かれている状況によって様々な考え方があると思いますので、免許返納するかどうかは個人や御家族の判断に委ねることとなります。

しかしながら、高齢や病気等のため、運転を続けることに不安を感じている方やその家族等が多くいることも事実でございます。警察では、そういった問題をお持ちの方々の相談に応じる体制を構築しております。本町ではそのような問題を含め、警察関係団体と連携した取組を行いたいという総合的な意味合いでの記載としています。

それと最後に、いつ頃までに内容の修正とか、そういう協議・調整とかを変更を行う予定かにつきましては、今回、再度、白鳥議員さんから御質問をいただいた御意見は、再度、担当課の意見も聞きながら、内容をよく精査し、協議してまいりたいと考えております。

なお、計画を変更する場合は、法第8条第10項の規定に基づき、新たに計画を策定する場合と同様に県への協議、議会への議決、国への提出が必要となりますが、変更の手续や事業の追加又は中止、目標又は達成状況の評価の変更等、計画全体に及ぼす影響が大きいものについて行う

こととなります。例えば、今回のような文章の修正で実質的な変更にあたらない場合は、変更の手続を省略することができます。

○議長（荒川 政義君） いいですか、白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございます。

ちょっと1点、私の質問のことと回答がずれているかなと思ったところがあるので、そこを再度お伺いします。

高齢者の交通事故の割合が高くなっているというところで、私が言ったのは、地域交通の整備の充実や高齢になって運転免許を返納しても暮らしやすい仕組みづくりということに町の施策として触れることが必要ではないかということをお願いしたままで、現在の状況の中で、高齢者の免許返納を促すというようなことは、私は言っていませんので、それについてはしませんというのは、それは、それぞれ御自分の判断なんですけれども、町として取り組むときに、そういった免許を返納したり、そもそも運転免許がなくても暮らしやすい環境づくりということが求められているのではないかとお願いしたところでございます。

あと、今回、議会にかけられたということで、ほかの方からもいろいろと御意見が出ましたし、まだあるかもしれませんけれども、そういったことを、また担当課の方々にも御検討いただけるということで安心いたしました。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 私、少し言葉足らずでしたが、高齢者の免許返納する際にも、やはり、今回の計画にございますような交通施設の整備、交通指導の確保の促進の中にありますように、道路交通網の整備とか公共交通対策の推進を行ったうえで、そういったような免許の返納とかに取り組む必要があると考えております。

また、38ページのファミリーサポートセンターの設置についてでございますが、子供・子育て支援計画では、令和6年度からファミリーサポートセンターを設置しておりますが、令和3年11月の子供・子育て会議において、提供会員や事故等の補償の問題が多く指摘され、まずは確実に必要としている世帯内容を把握するため、令和4年度にファミリーサポートセンターに特化したニーズ調査を行うことといたしました。

その結果を基に、再度、ファミリーサポートセンターの設置の有無を協議することとなっております。設置の方向性が決まりましたら、計画へ追加してまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 本計画の43ページの生涯学習のまちづくりの生涯学習講座の移動手段についてでございますが、現在、4地区の公民館を拠点として、それぞれ年5回から7回程度の生涯学習講座を開催しております。公民館によっては、公用車、マイクロバス等で送迎を行

っているところもございます。

しかしながら、昨年度以降、コロナ禍の影響によって実施回数を減らしたり、開催を見合わせたりしておりますが、移動手段等については、受講者の要望を考慮してこの課題については状況に応じた対応ができればと思っておりますので、その追記が必要な場合は、今後、していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 保育所の在り方が課題であるというふうに記載してあることについての御質疑がございましたので、御回答申し上げたいと思います。

先ほど、学校の統合問題でもありましたけれども、本当に少子化が進んで子供が大変少なくなっている現状があつて、各保育所の定員が定員割れを起こして非常に運営が厳しくなっているという現状がございます。その関係もあつて、現実には令和3年度当初に1つの保育園は廃止となったというような現状もございます。

ここに書かれておる保育所の在り方が課題という書き方なんです、その考え方を整理すると、そういう民間の、私立保育所の運営の問題、それから、町立保育所の運営の問題、そして、様々ある子育て関係のいわゆる子育て支援センターなり、様々そういった部門との連携の在り方の問題といったことを含めた形での保育所の在り方が課題であるというふうに書いてあるというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） 1点ほど、お尋ねします。

32ページなんです、循環型社会の創造についてここであつております。その中にごみ処理施設の整備については、必要に応じ、ごみ収集運搬車の更新を行いますと出ているわけですね。処理施設の整備について、また運搬車の更新が必要に応じてということを示されておるわけですが、私は、一般ごみ等はそういった処理場というのは非常に今、だまされた状態を使っているという現状と思っております。

そういった中で、その対策というのが大事なのではないかと、一番に思ったのと、ごみ収集運搬車の更新という部分で、これは、ここにはちょっと流れとして適さない文言じゃないかなと思う中に、今、高齢化する中にごみを出すっていう、これは一般ごみの形、また循環のものを含めてですけれど、非常に決められた場所に持って行くのがつらいついていう現状が各地でいろいろとございます。

しかしながら、パッカー車、運搬車が最近のはどうも以前より大きくなって効率のいい品物に

なっているのではないかなど。それにより、一度、私も担当課のほうに伺ったことがあるんですが、Uターンをするのが難しいからこれより先には無理だとか、業者さんとの話をして、場所が難しいとか、いろんな形で思うようなところに流れが許されないっていう部分がございます。

そういった部分も含めてのことなんですけど、まずは、処理施設の整備については、このごみの処分場、これに対してどのようにしていきたいかということが明快に対策として持っていてもらいたいということが一番でございます。

それと、更新に当たっては住民本位の形のパッカー車、運搬車整備に努めていきたい、行く方向を取っていただきたいと思っております。

その辺について、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 尾元議員の御質問に御回答いたします。

ごみ処理施設の今後の更新ということですか――ですね。

周防大島町では大きい施設としまして、長浦にあります可燃ごみの清掃センター、それから日見にあります衛生センター、それから大泊にあります環境センター、これはリサイクルセンター、埋立処分場が。主だった施設はこの3つでございます。それぞれの建設年数も違いますけれども、今、差し向ってかなり年数がたっているのが日見の衛生センターです。し尿処理センターでございます。もう36年経過しておりますが、今、かなり定期修理とか、そういった修理をもちまして、何とか支障なく運営をしております。これもまだまだ建替えをするには、もっと先になるかと思っておりますが、また適宜、修理しながら進めてまいります。それから、今の清掃センターでございますが、この焼却炉につきましても、これも既にもう20年近くなろうかと思っております。本来ならば、大きな基幹改良というような大規模改修もやる時期ではございますが、これにあたりましても、適宜、定期修理とか、そういった修理をしております。とは言えども、やはり今、国のほうでは処分の処理の広域化かというのが、今の方針がございます。水道もそうでございますが、広域化というものの方針がございますので、将来的には、また今後、そういった施設を広域化するのがあるのか、それとも、また、そういった単独で進めていくかにつきましては、今後の課題となっております。

それと、ごみ収集車の更新でございますが、ごみ収集車につきましても、これは今、経年劣化になれば、何年かおきに更新をしております。大体、パッカー車におきましては4トンパッカー車または2トンパッカー車を購入しまして運用しております。これにつきましても、例えば、清掃センターに搬入するのであれば、大体何時までには完了しないといけないとか、そういった制約等がございますので、適宜、それに合うように随時、パッカー車も見直ししておりますが、今の御指摘がございました、いろいろ今、問題となっております高齢者のごみ出しの問題とかござ

いますので、その辺は、また適宜、検討していきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（13番 尾元 武君） ありがとうございます。

ごみ処理施設の整備については、ここでは広域化に向けてしっかりと話を進めていく方向の文言で収めていただいたほうがいいんじゃないかと思うんですけれど。実際、広域化環境センターにしても、うちは立派な環境センターがある中に、近隣の市町では非常に困っているようなお話もお伺いしたことがある。

そういったことを含めて一般ごみは、例えば、外で取っていただくとか、また、そういったリサイクル物に対しては、うちのほうで対応ができるちゅうな交渉事が十分に可能ではないかなっという感じがしないでもございません。

その辺の話を進めていくっていうことが、大きな課題ではないかなと感じておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 今、尾元議員より質疑をいただいたところでありますけれども、ここには、この32ページにはごみ収集運搬車の更新ということでありますので、焼却場の在り方ということは、先ほど部長から説明がありましたとおり、今後は必要な議論になってくるとは思いますが、この場面においては、そこまでちょっと先のことはまだ未決なことでありますので、方向性もまだこれからというところでありますので、そこまで書いてしまうよりは、今のこの文言で示すほうがよいのかなというふうに判断をしております。

はい、そのように御理解をいただければと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。次の会議は、12月17日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時47分散会
